

伊丹市人権教育・啓発白書

平成 27(2015)年度事業内容

平成 28(2016)年 10 月

伊丹市

目 次

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系.....	1
はじめに.....	2
特集 平成 27(2015)年度「人権・男女共同参画に関する市民意識」について	4
報告 平成 27(2015)年度に講じた人権教育・啓発推進の方策	17
1. 人権全般の普遍的な視点からの取り組み.....	19
2. さまざまな人権課題への取り組み.....	24
(1) 女 性.....	24
(2) 子ども.....	27
(3) 高齢者.....	32
(4) 障がい者.....	34
(5) 同和問題.....	35
(6) 外国人.....	37
(7) HIV感染者・ハンセン病患者等.....	40
(8) 高度情報化社会の進展に伴う人権問題.....	40
(9) その他の人権課題.....	41
3. 人権を守る取り組み（人権相談）	42
4. あらゆる場における人権教育・啓発の推進.....	43
(1) 保育所(園)・幼稚園・学校.....	43
(2) 家庭・地域・職域.....	43
(3) 市職員等に対する研修.....	44
5. 総合的・効果的な推進等.....	46
(1) 全庁的な推進体制.....	46
(2) 関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働.....	46
(3) 人権啓発センターの取り組み.....	47
(4) 内容・方法の充実.....	47
資料	50

伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針の体系

I. 基本的な考え方

- ・「人権教育・啓発推進法」
- ・国の基本計画、県の推進指針等
- ・伊丹市総合計画／伊丹市の関連計画

- ・人権教育・啓発を巡る内外の動き
- ・「人権教育のための国連 10 年」伊丹市行動計画の成果と課題
- ・市民意識の現状(市民意識調査結果)



【人権の概念】 すべての人間が、人間の尊厳に基づいて持っている固有の権利

【人権の尊重】 自己の人権のみならず他者の人権についても正しく理解し、自己の権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重し合う = 人権の共存

【人権教育・啓発の基本的視点】 ①人権尊重のまちづくり ②発達段階等をふまえた効果的な方法の選択 ③行政・市民・事業者の役割及び連携・協力による推進 ④自主性の尊重と中立性の確保



II. 人権教育・啓発推進の方策

人権の普遍的な視点からの取り組み

- ①命の大切さの実感
- ②自尊感情の育成
- ③個性の尊重
- ④社会とのつながりを通して共に生きること

さまざまな人権課題への取り組み

- 女性 子ども 高齢者
障がい者 同和問題
外国人 HIV感染者等
高度情報化の進展に伴う人権問題
ほか

人権を守る取り組み(人権相談)

- ①相談体制の充実
- ②相談担当者の資質の向上
- ③相談内容の施策等への反映

III. あらゆる場における推進

保育所(園)・幼稚園・学校 / 家庭・地域・職域 / 職員研修



IV. 総合的・効果的な推進

- ①全庁的な推進体制 (伊丹市人権教育・啓発推進本部)
- ②関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働 (法務局、伊丹人権擁護委員協議会、伊丹市人権・同和教育研究協議会、伊丹市人権啓発推進委員、伊丹市人権教育・啓発推進会議 など)
- ③人権啓発センターの取り組み (人権啓発の拠点施設としての機能)
- ④内容・方法の充実
- ⑤進捗評価及び見直し

はじめに

本市では、さまざまな人権課題に対応する今後の人権教育・啓発の基本的な方向及びその体系を明らかにするものとして、平成22(2010)年10月に伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針(以下、「基本方針」)を策定しました。「基本方針」は、伊丹市総合計画を上位計画として、本市の他の計画と連携しながら人権教育・啓発を推進するものです。「基本方針」に掲げる施策・事業については、毎年度、その成果や課題を検証することとしています。なお、「基本方針」は伊丹市ホームページ内(市民自治部>同和・人権推進課>伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針)でご覧いただけます。

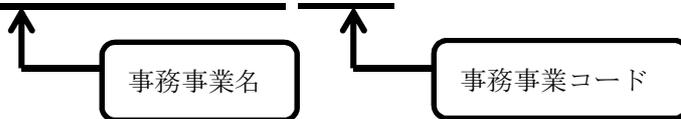
本書は、「基本方針」に基づく年次報告書で、本市が平成27(2015)年度に講じた人権教育・啓発に関する施策について取りまとめており、大きく分けて「特集 平成27(2015)年度「人権・男女共同参画に関する市民意識」について」と「報告 平成27(2015)年度に講じた人権教育・啓発推進の方策」で構成されています。

「特集」は、本市が平成27(2015)年度に実施した「平成27(2015)年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果概要を紹介しております。

「報告」は、「基本方針」において課題として掲げた項目に関する平成27(2015)年度の主な取り組みを示しています。主な取り組みは、平成27(2015)年度行政評価の評価対象となっている事務事業を中心として、特に人権教育・啓発に関わりのある事務事業を取り上げています。

本書は、行政評価結果報告書との相互利用性を高めるため、行政評価の対象となっている事務事業については、行政評価上の「事務事業名」と「事務事業コード」を掲載しています。なお、コードを掲載している事務事業は、「伊丹市総合計画(第5次)前期事業実施5カ年計画」の体系に基づくもので、詳しい内容については、伊丹市ホームページ内(総合政策部>政策室>行政評価)でご覧いただけます。

掲載例：【人権啓発標語募集事務 921121】



※行政評価とは、効率的かつ効果的な市政運営を行うとともに、市政に関して市民に説明責任を果たすことを目的として、市の各種業務を、経費・活動状況・施策への貢献度等の視点から評価したものです。

●各種業務の担当組織について

本書では各種業務の担当組織が分かりやすいように、組織名を省略したものを次頁に記載しております。

組織名に関しては次の担当組織一覧表をご参照ください。

● 担当組織一覧表	
◇ 市民 → 市民課	◇ 文振 → 文化振興課
◇ 市相 → 市民相談課	◇ 学指 → 学校指導課
◇ 同人 → 同和・人権推進課	◇ 人研 → 人事研修課
◇ 消総 → 消防総務課	◇ 保体 → 保健体育課
◇ 支管 → 支援管理課	◇ こ家 → こども家庭課
◇ 自相 → 自立相談課	◇ こ発 → こども発達支援センター
◇ 国平 → 国際・平和課	◇ こ若 → こども若者企画課
◇ 人教 → 人権教育室	◇ 少セ → 少年愛護センター
◇ 人セ → 人権啓発センター	◇ 社教 → 社会教育課
◇ 障福 → 障害福祉課	◇ 子支 → 子育て支援課
◇ 地高 → 地域・高年福祉課	◇ 総教 → 総合教育センター
◇ 介保 → 介護保険課	◇ 総務 → 総務課（市長部局）
◇ 健政 → 健康政策課	◇ 広報 → 広報課
◇ 図書 → 図書館	◇ 保育 → 保育課
◇ 公民 → 公民館	

特集 平成 27(2015)年度「人権・男女共同参画に関する市民意識」について

本市では、平成 27(2015)年度に「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。調査概要は以下に記載のとおりです。

特集ではその調査結果の一部、特に人権全般の意識に関する部分を中心に紹介します。

なお、意識調査の詳細な結果は、伊丹市ホームページ内でご覧いただけます。

組織一覧>市民自治部>同和・人権推進課>人権・男女共同参画に関する市民意識調査>「平成 27 (2015) 年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」調査結果

http://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SHIMIN/JINKEN/jinken_danjyo_ishikicyousa/1460013970711.html

1. 「平成 27 (2015) 年度人権・男女共同参画に関する市民意識調査」の結果概要等について

(1) 調査概要

調査目的：人権と男女共同参画に関する市民意識の現状を把握するとともに、今後の人権教育・啓発の効果的な推進及び男女共同参画についての行動計画の推進・見直しのための基礎資料とすること

調査対象：無作為抽出した市内在住の満 15 歳以上 3,020 人

調査方法：郵送配布・郵送回収により実施

調査期間：平成 27(2015)年 8 月 19 日(水)～9 月 18 日(金)

回収結果：有効回答数 1,458 通、有効回答率 48.3%

※調査結果の表示方法

- ・回答は各質問の回答者数(N)を基数とした百分率(%)で示してあります。また、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計が 100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が 100.0%を超える場合があります。
- ・「兵庫県調査」とは、平成 25(2013)年度に兵庫県が実施した「人権に関する県民意識調査」のことです。

【参考】前回調査の回収結果

平成 21(2009)年度「人権」調査：配布数 2,000 通、有効回答数 1,052 通、有効回答率 52.6%

平成 22(2010)年度「男女」調査：配布数 2,000 通、有効回答数 954 通、有効回答率 47.7%

(2) 結果概要について

【人権関係】

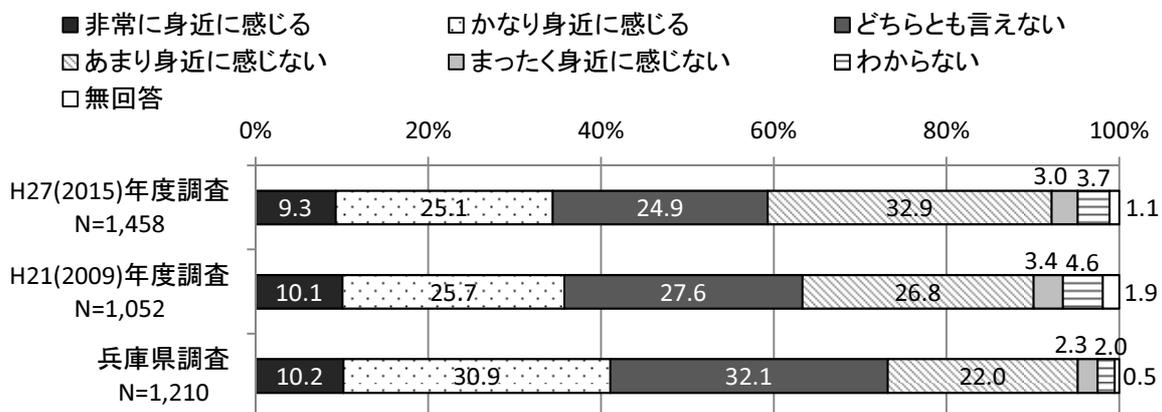
○「人権」を身近な問題として感じているかについて、前回調査結果と比べると“身近に感じない”の割合が5.7ポイント高くなっている。

「非常に身近に感じる」と「かなり身近に感じる」をあわせた“身近に感じる”の割合が34.4%となっています。「あまり身近に感じない」と「まったく身近に感じない」をあわせた“身近に感じない”の割合が35.9%となっています。

平成21(2009)年度調査と比べると、“身近に感じない”の割合が5.7ポイント高くなっています。

兵庫県調査と比べると、“身近に感じる”の割合が6.7ポイント低くなっています。また、“身近に感じない”の割合が11.6ポイント高くなっています。(図1)

図1 「人権」を身近な問題として感じているか



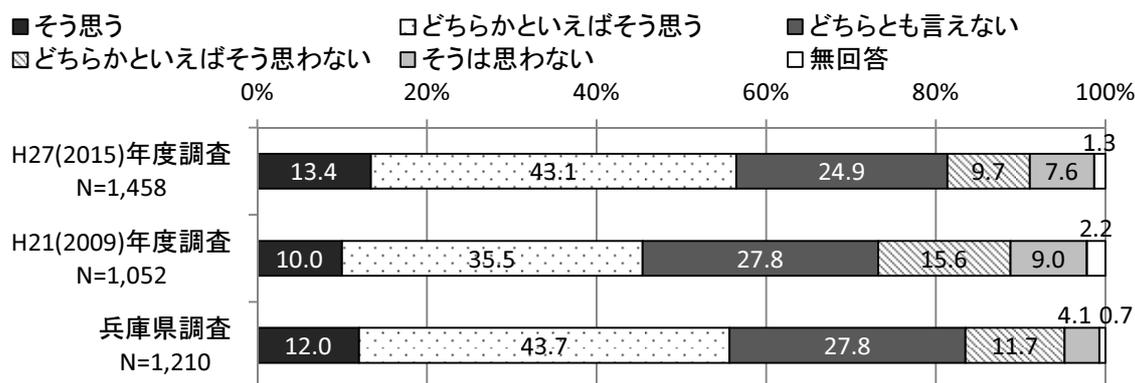
○今の日本は、人権が尊重されている社会であるかについて、前回調査と比べると“そう思う”の割合が11.0ポイント高くなっている。

「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が56.5%となっています。「どちらかといえばそう思わない」と「そうは思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が17.3%となっています。

平成21(2009)年度調査と比べると、“そう思う”の割合が11.0ポイント高くなっています。また、“そう思わない”の割合が7.3ポイント低くなっています。

兵庫県調査と比べると、大きな差異はみられません。(次頁図2)

図2 今の日本は、人権が尊重されているか



○あなたは、今までに、自己的人権が侵害されたと思ったことがあるかについて、「ない」の割合が高い。人権侵害を受けたときどうされたかについては、「家族や友人など信頼できる人に相談した」が最も高く、次いで「何もできなかった」となっている。

自己的人権が侵害されたと思ったことがあるかについて、「ない」の割合が61.2%と最も高く、次いで「ある」の割合が21.4%、「わからない」の割合が16.1%となっています。

兵庫県調査と比べると、「ない」の割合が8.5ポイント高くなっています。(図3)

また、人権侵害されたと思ったことが「ある」を選ばれた方に「人権侵害を受けたとき、あなたはどのようにされましたか」をお聞きしたところ、「家族や友人など信頼できる人に相談した」の割合が46.8%と最も高く、次いで「何もできなかった」の割合が21.8%、「相手に抗議した」の割合が20.8%となっています。

平成21(2009)年度調査と比べると、「何もできなかった」の割合が11.4ポイント低くなっています。

兵庫県調査と比べると、「何もできなかった」の割合が14.7ポイント、「どのようにしたらいいのかかわからなかった」の割合が10.2ポイント低くなっています。(次頁図4)

図3 あなたは、今までに、自己的人権が侵害されたと思ったことがあるか

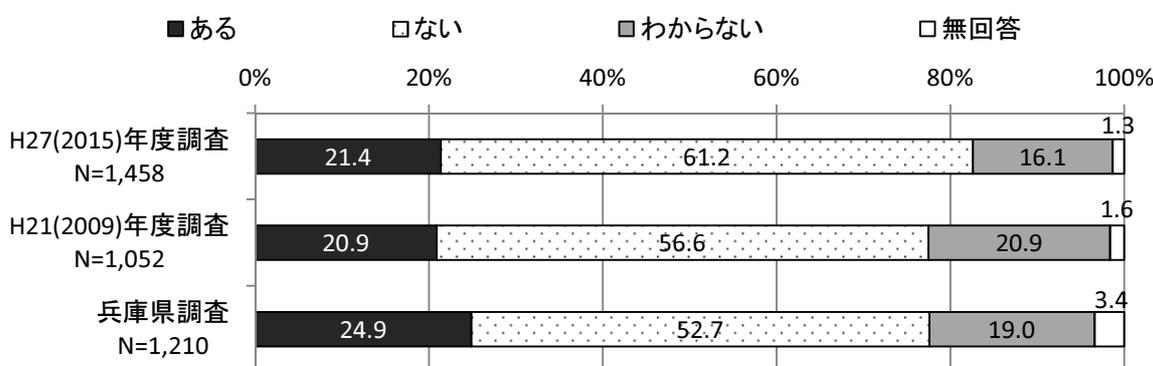
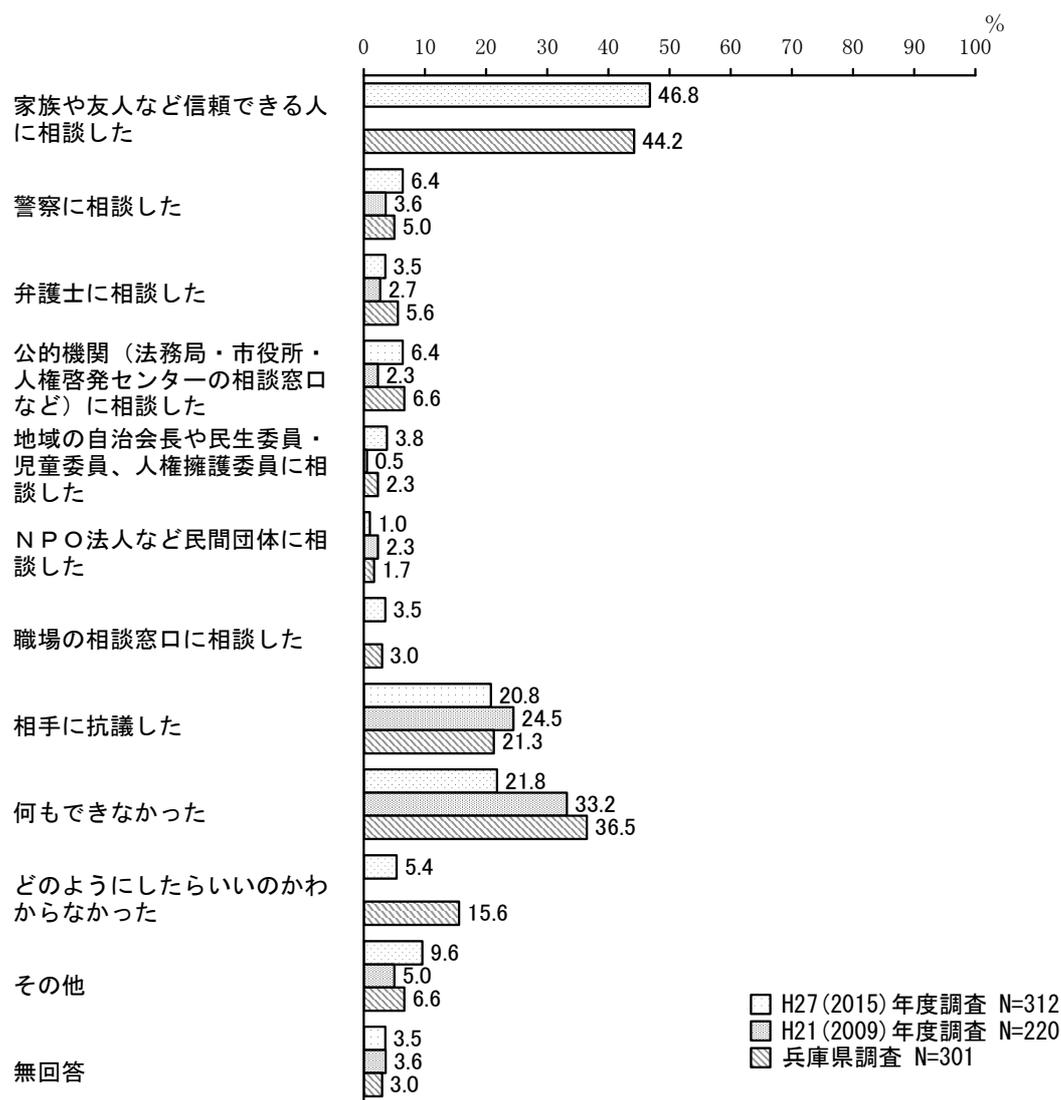


図4 人権侵害を受けたとき、あなたはどうか



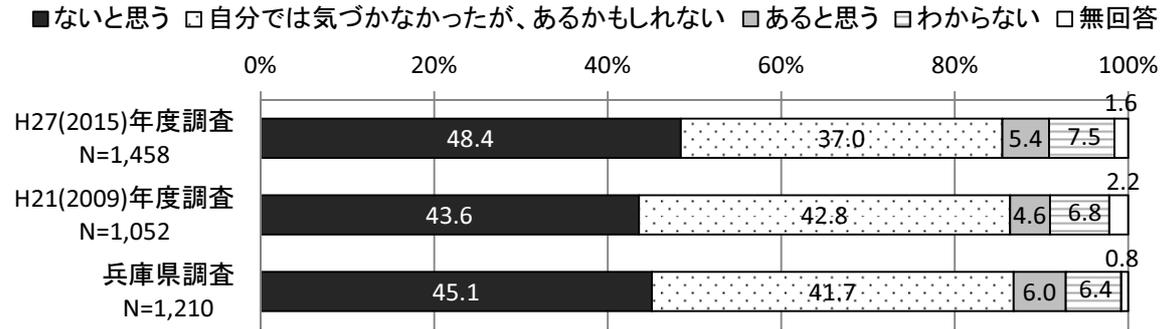
○あなたは、今までに、他人の人権を侵害したことがあると思うかについて

「ないと思う」の割合が48.4%と最も高く、次いで「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」の割合が37.0%となっています。

平成21(2009)年度調査と比べると、「自分では気づかなかったが、あるかもしれない」の割合が5.8ポイント低くなっています。

兵庫県調査と比べると、大きな差異はみられません。(次頁図5)

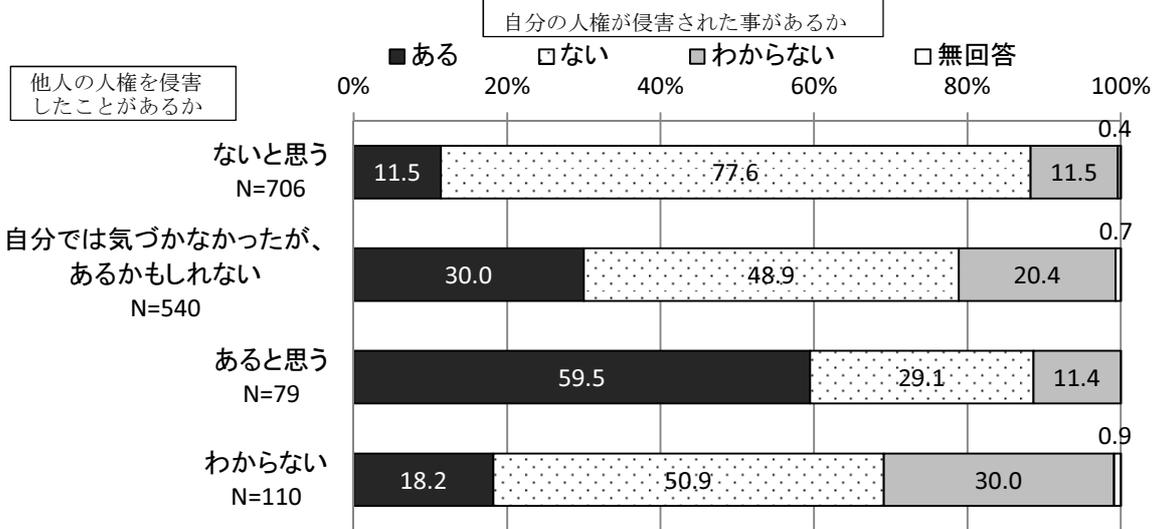
図5 他人の人権を侵害したことがあると思うか



○自分の人権の侵害の有無と他人の人権を侵害したことがあると思うかのクロス集計について

他人の人権を侵害したことが「ないと思う」と回答した人は、自分の人権が侵害されたことが「ない」の割合が高く、7割半ばとなっています。一方、他人の人権を侵害したことが「あると思う」と回答した人は、自分の人権が侵害されたことが「ある」の割合が高く、約6割となっています。(図6)

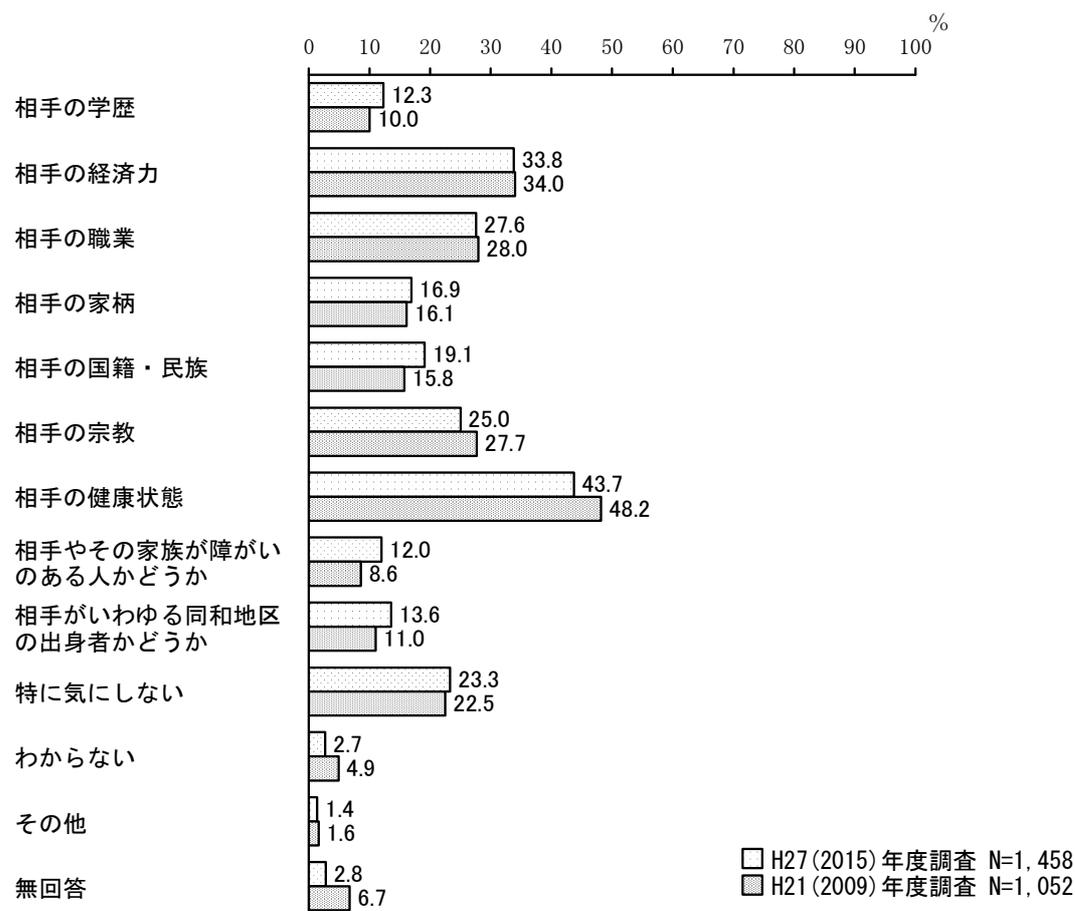
図6 自分の人権の侵害の有無 × 他人の人権を侵害したことがあると思うか



○あなたの結婚相手を考える際、相手の人柄や性格以外で気になること(気になったこと)について、「相手の健康状態」の割合が最も高い。

「相手の健康状態」の割合が43.7%と最も高く、次いで「相手の経済力」の割合が33.8%、「相手の職業」の割合が27.6%となっています。(次頁図7)

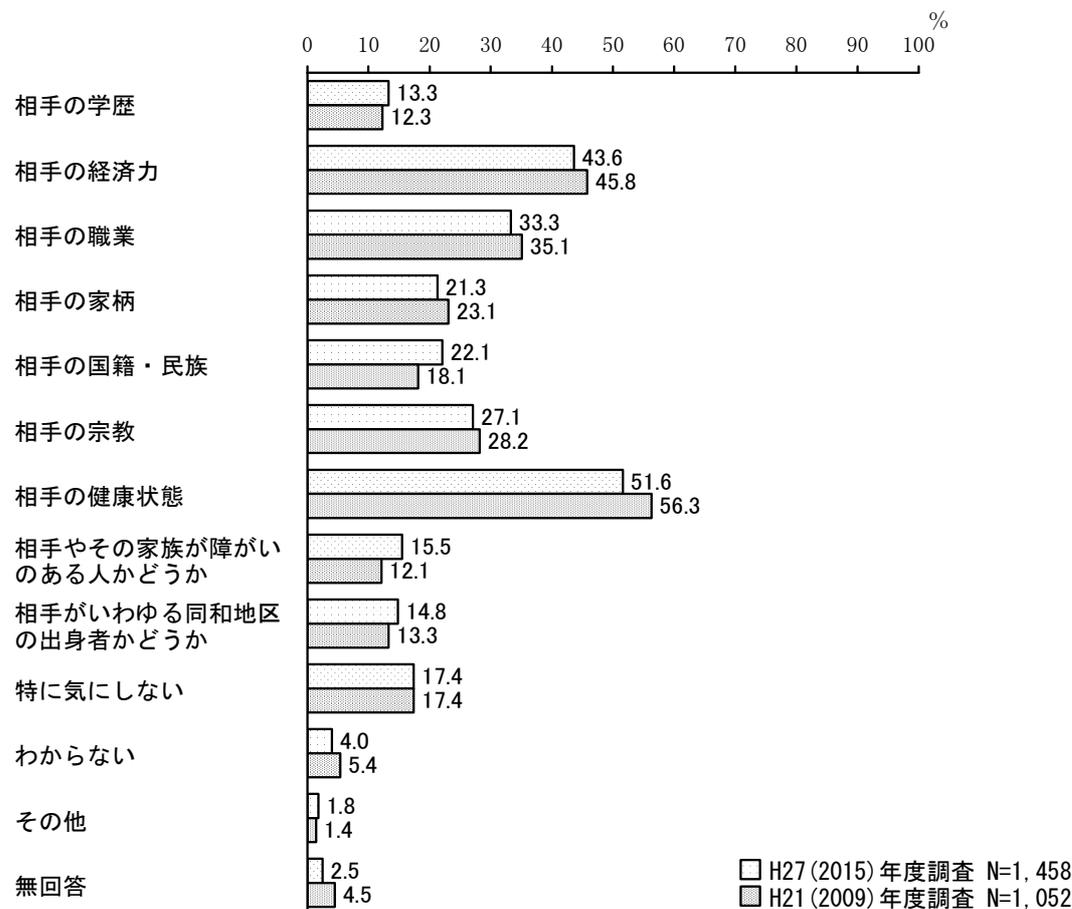
図7 あなたの結婚相手を考える際、相手の人柄や性格以外で気になること(気になったこと)



○あなたにお子さんがいらっしゃるとして、子どもの結婚相手を考える際、相手の人柄や性格以外で、気になること(気になったこと)について、「相手の健康状態」の割合が最も高い。

「相手の健康状態」の割合が51.6%と最も高く、次いで「相手の経済力」の割合が43.6%、「相手の職業」の割合が33.3%となっています。(次頁図8)

図 8 あなたにお子さんがいらっしゃるとして、子どもの結婚相手を考える際、相手の人柄や性格以外で、気になること（気になったこと）



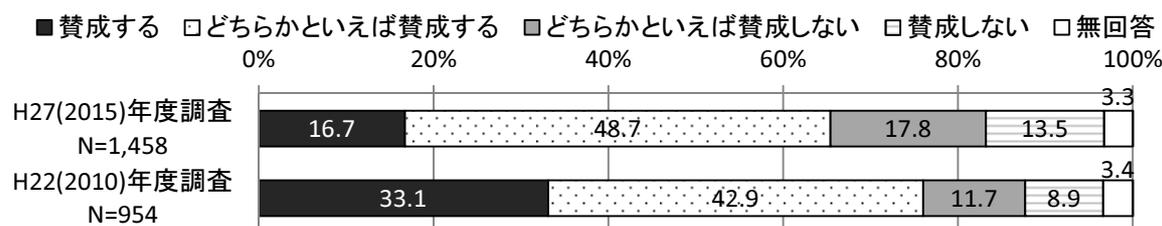
【男女共同参画、セクハラ・DV関係】

○「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい」という考え方について、“賛成する”の割合が“賛成しない”の割合を上回っている。

「賛成する」と「どちらかといえば賛成する」をあわせた“賛成する”の割合が65.4%となっています。「どちらかといえば賛成しない」と「賛成しない」をあわせた“賛成しない”の割合が31.3%となっています。

平成22(2010)年度調査と比べると、“賛成する”の割合が10.6ポイント低くなっています。(次頁図9)

図9 「男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるのがよい」という考え方について



○あなた自身や周りの方がセクシュアル・ハラスメントの被害にあわれたことはあるかについて。自分自身の場合、「ある」の割合が9.1%、「ない」の割合が84.6%となっています。(図10)性別でみると、他に比べ、男性で「ない」の割合が高く、9割を超えています。(図11)平成22(2010)年度調査と比較すると、大きな差異はみられません。友人や職場の仲間など、自分の周りの人の場合、「ある」の割合が16.3%、「ない」の割合が75.6%となっています。平成22(2010)年度調査と比べると、大きな差異はみられません。(図12)

図10 自分自身のセクシュアル・ハラスメントの被害について

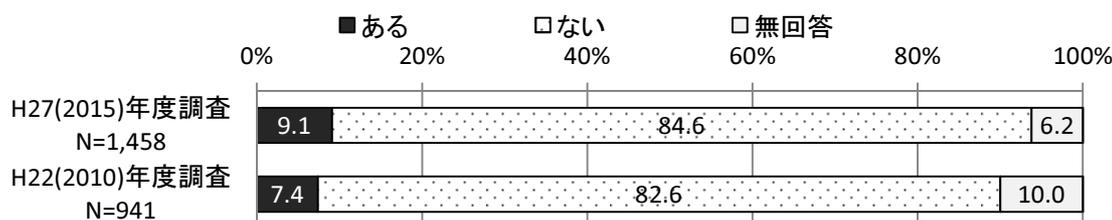


図11 自分自身のセクシュアル・ハラスメントの被害 × 性別

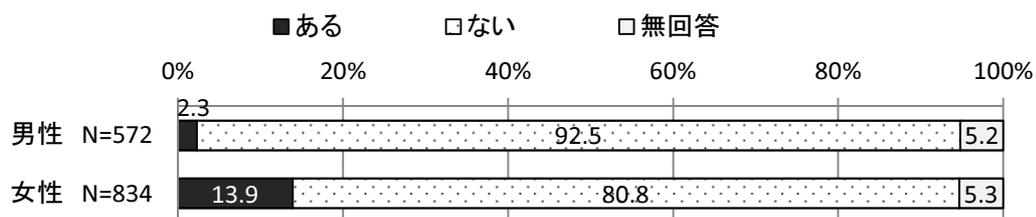
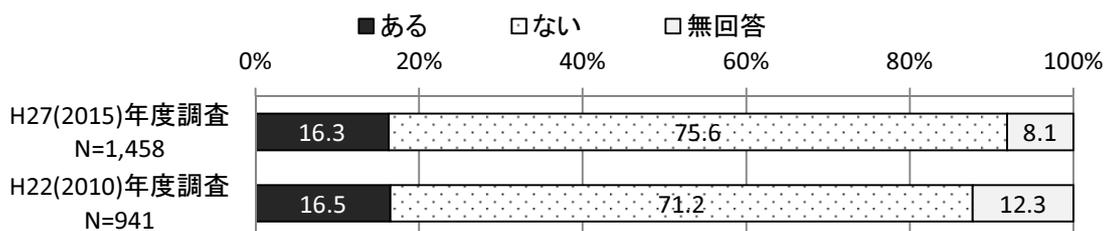


図12 友人や職場の仲間など、自分の周りの人のセクシュアル・ハラスメントの被害について



○配偶者や交際相手からのDV被害について。(図13)

※平成27年度は「何度もあった」と「1、2度あった」をあわせて“あった”、平成22年度は「よくある」、「時々ある」、「稀にある」をあわせて“あった”と表記しています。

①なぐる、けるなどの身体的暴力では“あった”の割合が9.3%、約10人に1人となっています。女性では約8人に1人、男性では約20人に1人となっています。

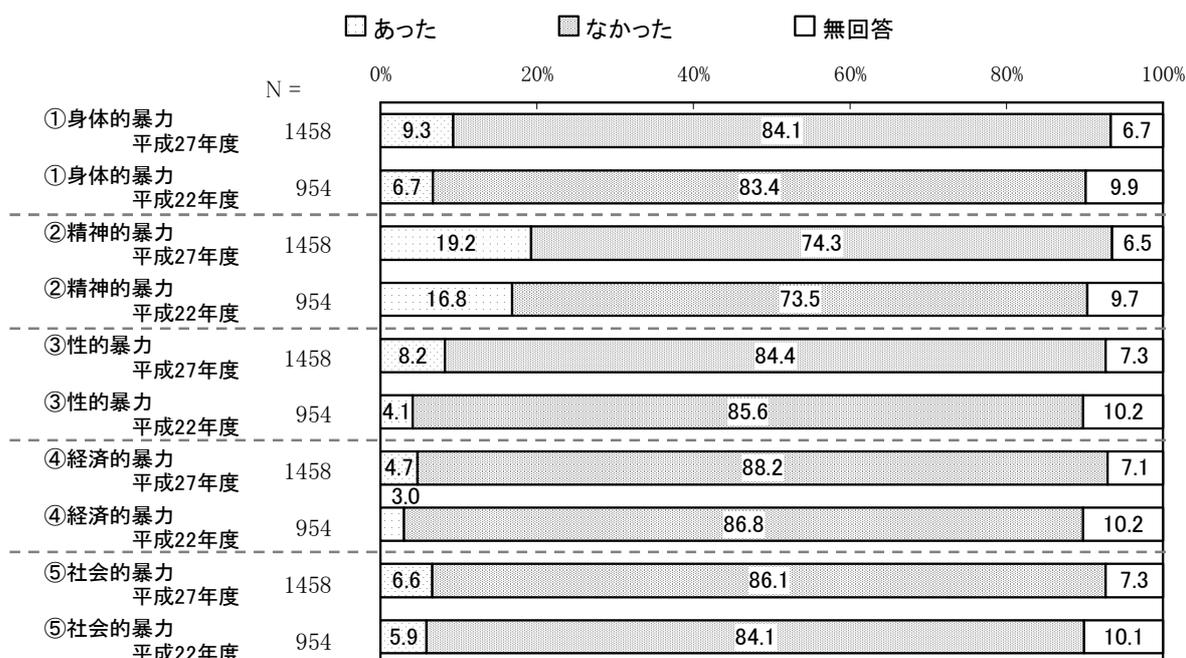
②ののしる、おどすなどの言葉の暴力や、無視するなどの精神的暴力では“あった”の割合が19.2%、約5人に1人となっています。また、全国調査より8.6ポイント高くなっています。

③性行為の強要、避妊に協力しないなどの性的暴力では、“あった”割合が8.2%、約12人に1人となっています。

④生活費を渡さない、仕事に就くことを禁じるなどの経済的暴力では、4.7%、約21人に1人となっています。

⑤実家や友人とのつきあいや本人の行動を監視、制限する社会的暴力では、“あった”の割合が6.6%、約15人に1人となっています。

図13 配偶者や交際相手からのDV被害について



【人権・男女共同参画共通】

○人権講演会や研修会に参加することで、人権尊重の意識は強まるかについて、“そう思う”の割合が“そう思わない”の割合を上回っている。

人権講演会や研修会に参加することで、人権尊重の意識は強まるかについて、「強くそう思う」と「そう思う」をあわせた“そう思う”の割合が37.9%、「そうは思わない」と「全く思わない」をあわせた“そう思わない”の割合が18.0%となっています。(次頁図14)

人権・男女共同参画に関する授業や研修・講演会、イベントなどについて、あなたがこの5～6年の間に参加したことがあるものについては、「参加したことがない」の割合が71.3%と最も高くなっています。(図15)

また、研修・講演会・イベントなどに参加したことがあると回答した人に、この5～6年の間に参加した回数をお聞きしたところ、「1～2回」の割合が55.0%と最も高く、次いで「3～5回」の割合が28.5%、「6回以上」の割合が14.2%となっています。

人権・男女共同参画に関する授業や研修・講演会、イベントなどに参加してどのような印象や感想を持たれたかについて、「人権・男女共同参画の大切さがわかった」の割合が36.6%と最も高く、次いで「差別の厳しい現実がわかった」の割合が27.8%、「今まで聞いた内容と同じ話の繰り返しが多かった」の割合が21.4%となっています。(次頁図16)

図14 人権講演会や研修会に参加することで、人権尊重の意識は強まる

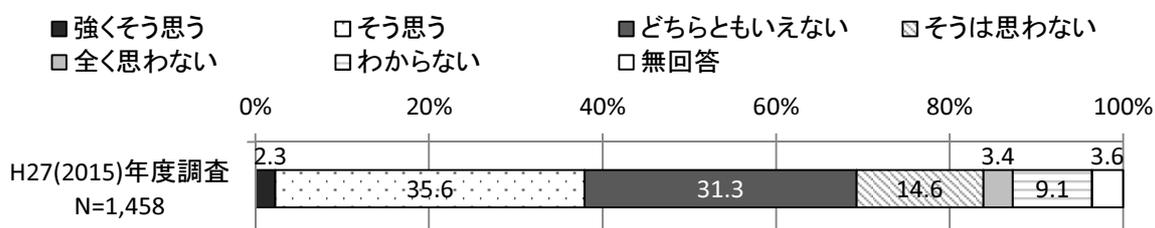


図15 人権・男女共同参画に関する授業や研修・講演会、イベントなどについて、あなたがこの5～6年の間に参加したことがあるもの

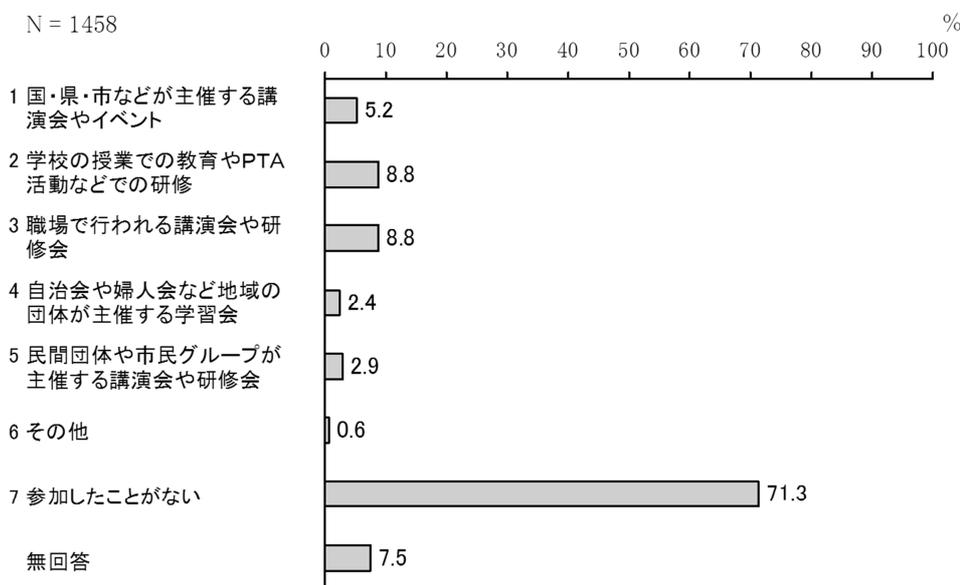
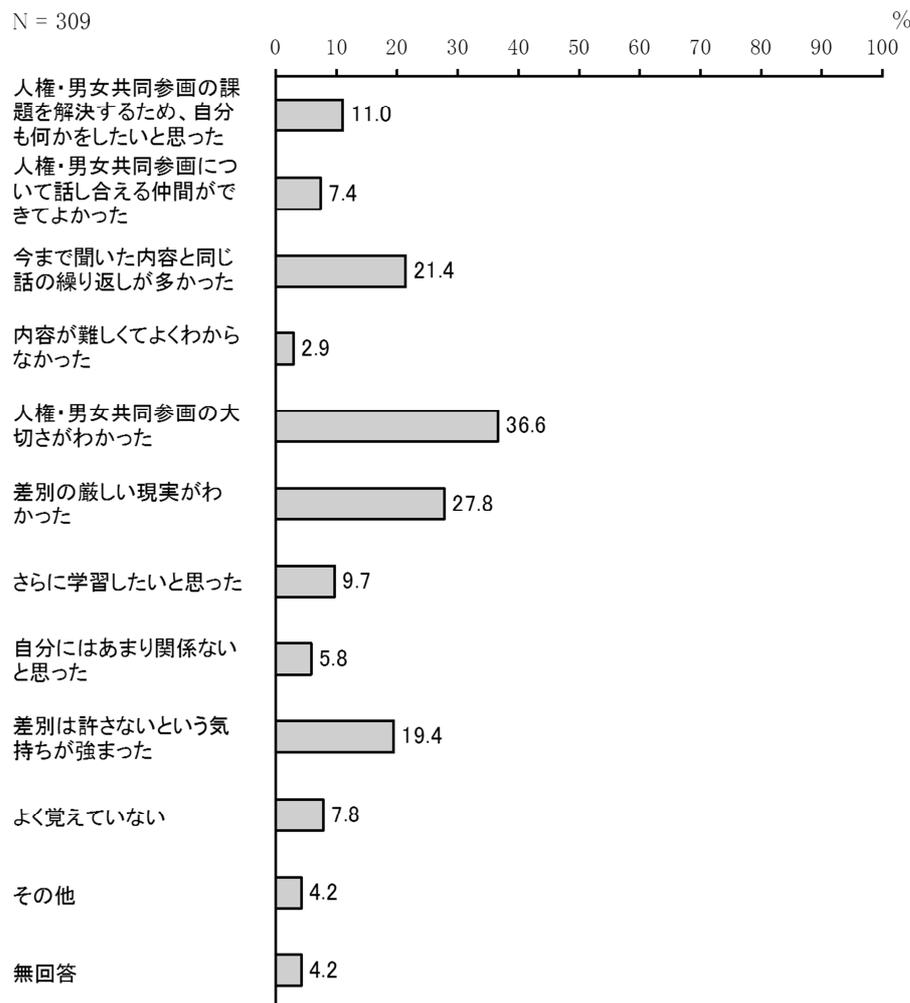


図 16 人権・男女共同参画に関する授業や研修・講演会、イベントなどに参加してどのような印象や感想を持たれたか



○人権・男女共同参画の実現に向けて今後、市が特に力を入れるべきだと思うもの

「育児・保育・介護に関する制度・施設を充実する」の割合が 43.2%と最も高く、次いで「学校で男女の性別にとらわれない教育や進路指導をする」の割合が 39.8%、「学校などにおける人権教育を充実させる」の割合が 37.6%となっています。

【結果より】

平成 27(2015)年度調査と平成 21(2009)年度調査とを比べると、「「人権」を身近な問題として感じているか」については“身近に感じない”の割合が 5.7ポイント高くなっています。一方で、「今の日本は、人権が尊重されている社会であるか」については“そう思う”の割合が 11.0ポイント高くなっています。市民の間に人権尊重の意識は広がりつつありますが、人権を自分と身近なものであると捉えていない割合が増加しているという点では課題が残っていると考えられ

ます。より人権が尊重される社会となるよう、一人ひとりが人権問題を他人事とせず、人権に対する理解を深めることができる取り組みが必要です。

「あなたの結婚相手を考える際、相手の人柄や性格以外で気になること(気になったこと)」については、「特に気にしない」(23.3%)より割合は低いものの、「相手の国籍・民族」(19.1%)や「相手がいわゆる同和地区の出身者かどうか」(13.6%)、「相手やその家族が障がいのある人かどうか」(12.0%)を気にするという回答がありました。回答者に子どもがいることを仮定して、子どもの結婚相手について同じことをお聞きした設問でも、概ね本人の場合と同様の結果となっています。

気にするとした回答が即、結婚差別につながるという断定はできませんが、社会にはまだ差別意識が残っているということを読み取ることはできます。さまざまな人権問題に共通していることとして、各人権問題を自分とは遠いところにあるものと捉えているときには差別意識は出にくいですが、自分と関わりのある問題となったときには差別意識が出やすくなるということがあります。この結婚についての設問の集計結果はそれを表す一例ではないでしょうか。

固定的な性別役割分担については、“賛成する”の割合(65.4%)が、平成22(2010)年度調査と比べて10.6ポイント低くなっていますが、依然として“賛成しない”の割合(31.3%)を大きく上回っており、引き続き、教育・啓発に取り組む必要があります。

セクハラ、DVについては、それ自体を防止する教育・啓発に加えて、被害にあわれた方のための相談窓口等について更なる周知を図り、被害者に適切な支援を提供することが求められます。

人権・男女共同参画に関する授業や研修・講演会、イベントなどについては、あなたがこの5～6年の間に参加したことがあるものについて尋ねたところ、「参加したことがない」の割合が71.3%と最も高く、「国・県・市などが主催する講演会やイベント」や「民間団体や市民グループが主催する講演会や研修会」など、何らかの研修・講演会、イベントに参加したとする回答の割合は低くなっています。

また、人権・男女共同参画に関する授業や研修・講演会、イベントなどに参加してどのような印象や感想を持たれたかについては、人権・男女共同参画の大切さや差別の厳しい現実を認識したとする方がいる一方で、「今まで聞いた内容と同じ話の繰り返しが多かった」という回答もありました。

今後も、より多くの方々に啓発事業に参加していただけるよう、また、参加いただいた方々に事業内容に満足していただき、人権・男女共同参画についての認識を深めていただけるよう、事業の周知や事業内容等に更なる工夫が求められます。

●人権相談窓口をご利用ください

「人権侵害を受けたとき、あなたはどうしましたか」について、平成 27(2015)年度調査の結果を見ますと、平成 21(2009)年度調査と比べ、「公的機関(法務局・市役所・人権啓発センターの相談窓口など)に相談した」の割合は 4.1 ポイント高くなっていますが、「家族や友人など信頼できる人に相談した」の割合と比べると低くなっており、公的機関への相談にはあまり結びついていないという状況が読み取れます。

本市では伊丹人権擁護委員協議会と連携して、次のとおり人権擁護委員による人権相談窓口(42 頁関連)を開設しています。

- ・毎月第 2 木曜日には人権啓発センター
- ・毎月第 3 木曜日には市役所(市民相談課)
- ・人権擁護委員の日(毎年 6 月 1 日)
- ・人権週間(12 月 4 日から 10 日。相談所開設は同週間内の 1 日)

上記のほか、法務局・地方法務局及びその支局では、面接または電話による相談を受け付けています。また、パソコン等からインターネットを利用してご相談いただくこともできます。

【電話】

- ・みんなの人権 1 1 0 番 ゼロゼロみんなのひやくとおぼん TEL0570-0 0 3-1 1 0
- ・子どもの人権 1 1 0 番 ゼロゼロナナのひやくとおぼん TEL0120-0 0 7-1 1 0
- ・女性の人権ホットライン ゼロナゼロのハートライン TEL0570-0 7 0-8 1 0

【インターネット】

以下の URL のページからご相談いただけます。

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

●DV被害者のための相談

本市では、配偶者や交際相手からの暴力を受けている方のための相談窓口を設けています。相談方法は面接相談または電話相談です。面接相談の場合もまずはお電話ください。

相談先：伊丹市DV相談室(伊丹市配偶者暴力相談支援センター) / TEL072-780-4327

相談受付日時：平日の 9 時 00 分から 17 時 30 分まで。ただし、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)は除きます。

●セクシュアル・ハラスメント相談

本市では、職場や学校でのセクシュアル・ハラスメントで悩んでいる女性のための相談窓口を設けています。相談方法は面接相談のみで、相談日時は毎月第 3 水曜日の 18 時 30 分から 19 時 30 分までです。予約制のため、2 日前までにお申し込みください。

お問い合わせ・申し込み先：伊丹市立女性・児童センター / TEL072-772-7248

報告 平成 27(2015)年度に講じた人権教育・啓発推進の方策

≪平成27(2015)年度の実施内容≫

本市における人権教育・啓発は、市民自治部共生推進室同和・人権推進課、人権啓発センター、教育委員会事務局人権教育室を中心に実施しています。また、他の部局においてもその所掌事務との関連で人権に関わる各種の教育・啓発活動を行っています。さらに、人権擁護委員や伊丹市人権・同和教育研究協議会などの市民団体の参画や協働を得て、人権に関わるさまざまな活動を展開しています。

平成 27(2015)年度に本市が実施した人権教育・啓発推進に関する事務事業は、「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」の体系に基づき、19 頁以降で詳しく報告していますが、主な新たな取り組みや記念事業は以下のとおりです。

①伊丹市住民票の写し等本人通知制度の導入

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄抄本等を第三者等に交付した場合に、事前登録した方に対して交付した事実をお知らせする制度です。

本市では、住民票の写し等の不正請求の抑止と不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ることを目的として、平成 27(2015)年 6 月 10 日にこの制度を導入しました。

本制度の周知のためにリーフレット・ポスターを作成し、市内公共施設等への配布や説明会・イベントで活用するなど、市民への周知を図りました。(市民・同人)

②伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査の実施

市民の人権・男女共同参画に対する考えや意見を聞き、今後の人権教育・啓発の効果的な推進及び男女共同参画についての行動計画の推進・見直しのための基礎資料とするため、市民 3,020 人を対象に「平成 27(2015)年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」を実施しました。(同人)

③人権の花運動

「人権の花運動」とは、花の苗を幼児・児童が協力し合って育てることにより、生命の尊さを実感する中で人権尊重の精神をはぐくむことを目的とした啓発活動です。

本市では人権啓発活動北阪神・篠山・丹波地域ネットワーク協議会と連携して、市内の幼稚園 2 園と小学校 2 校で同運動を実施しました。(同人) (21 頁関連)

④「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関する取り組み

平成 28(2016)年 4 月 1 日施行の同法の趣旨にのっとり、本市の障がい者差別の解消のための取り組みを確実なものとするため、「伊丹市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」の策定や、市職員及び関係機関を対象とした研修の実施、障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業による「障害者差別解消法」に係る講演、意見交換会の開催、障害者差別解消支援部会の設置に向けて取り組みました。(障福)

●「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

この法律は、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として、平成 25(2013)年 6 月に制定され、平成 28(2016)年 4 月 1 日から施行されました。

同法では国及び地方公共団体の責務や国民の責務、不当な差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の提供などが定められています。

一般の個人の言動などは対象となっていませんが、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別解消の取り組みの推進により、社会全体として障がいのある人への理解を深めることは、共生社会の実現のために非常に大切なことです。

〈合理的配慮について〉

合理的配慮とは、障がいのある人から日常生活や社会生活を送る上で障壁となるものについて取り除きを求める意思表示があった場合に、その障壁を取り除くために講じられる措置のことです。

合理的配慮の具体例としては以下のようなものがあります。

- ・ 段差がある場合、車いす利用者の移動をサポートする。または携帯スロープを渡して段差を解消する
- ・ 券売機の利用が難しい場合、職員が操作を手伝ったり、窓口で対応したりする
- ・ 聴覚障がいのある人には筆談など音声以外の方法で伝える

合理的配慮の具体例については、内閣府のホームページ「合理的配慮等具体例データ集」
<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/> でご覧いただくことができます。

1. 人権全般の普遍的な視点からの取り組み

〈1〉 差別を許さない都市宣言制定記念市民集会

市民一人ひとりがさまざまな人権課題を自らの課題として受け止め、差別のない明るい社会を築くことを目的として、平成27(2015)年10月30日に伊丹アイフォニックホールで開催しました。今年度は、作家・ジャーナリスト ^{いしかわ ゆき} 石川結貴さんを講師に迎え、「11歳のホームレス少年 ～貧困、虐待に苦しむ子どもを救うために～」と題して、予想だになかった社会に見棄てられた棄児・置き去り児童の数、居所不明児童生徒の数をはじめとする子どもの貧困の実態等を語る記念講演を行ったほか、都市宣言朗読、人権作文・ポスター・標語入賞者表彰を実施し、319人の参加がありました。【差別を許さない都市宣言制定記念市民集会事業 921120】(人教)



差別を許さない都市宣言制定記念市民集会

●参加者のアンケートから「差別を許さない都市宣言制定記念市民集会」

- ・子どもたちの作文を聞いて、心の優しさを感じ、感動しました。こういう行動を通して、子供達の心が育っていくのであれば、とてもすばらしいと思いました。
- ・ホームレス少年の講演は驚きでした。また、神待ちサイトなど信じられない世の中になっていることに、大変ショックを受けました。
- ・子どもたちの作文が素晴らしかった。作文集も読みごたえがあったし、朗読もよかった。子どもの貧困について取り組みを始めようと思っているので、タイムリーな講演会はとても役に立った。ありがとうございました。

※アンケート結果より、「たいへん満足だった」「まあ満足だった」の割合=91.7%

〈2〉 第11回人権フェスティバル

平成27(2015)年9月26・27日の両日、人権啓発センター『ふらっと』にて、市と実行委員会の共催による第11回人権フェスティバルを開催しました。27日は人権講演会「あなたの自己実現と人権救済のために一人権システム創造に向けて」と題して、近畿大学教授の北口末広^{きたぐちすえひろ}さんの講演が行われました。児童館広場では、人権センター登録グループの発表や模擬店など、夕涼みをしながら楽しい交流の場となりました。27日は人権と平和のウォークラリーで地域の歴史や平和について学び、ワークショップでは一人ひとりが主人公になり、「出会い、つながり、深める」のテーマに沿った学習の機会となりました。

2日間で延べ640人の参加がありました。(人セ)

〈3〉 人権啓発標語

市民一人ひとりが人権問題を自らの課題として受け止め、人権の大切さについて理解を深める

ことを目的に、人権啓発標語を募集しました。平成 27(2015)年度は 3,458 点(前年度 3,178 点)の応募がありました。優秀作品 7 点と入選作品 5 点については俳画を作成し、市役所 1 階ロビーやことば蔵、人権啓発センター等で展示しました。【人権啓発標語募集事務 921121】(人教)

平成 27 (2015) 年度人権啓発標語

優秀作品

あたりまえ それはあなたの あたりまえ
 嫌なこと 言わない、やらない、見過ごさない
 おかしいな 最初の気づき 大切に
 考えて! その書き込みは 消せません
 「何かへん」 思った時こそ 出す勇気
 「ひとり」じゃない 君を見てた目 支えた手
 ぼくの夢 差別もいじめもない 未来

入選作品

比べずに 自分らしさを 大切に
 声かける 勇気が 人と人つなぐ
 それアカン 誰もが言える 環境づくり
 ぼく大事 あなたも大事 みな大事
 ほっとかない いじめ暴力 ネグレクト



優秀作品の俳画

<4> 人権作文・ポスター

次代を担う小・中学生が、人権に関わる作文やポスターの表現活動をとおして、人権尊重の重要性・必要性についての理解を深めることを目的として、人権作文と人権ポスターを募集しました。平成 27(2015)年度は人権作文 5,795 編(前年度 5,654 編)、人権ポスター1,154 点(前年度 651 点)の応募がありました。中学生の人権作文 4,273 編(前年度 4,637 編)のうち優秀作品を全国人権擁護委員連合会が主催する全国中学生人権作文コンテストに応募しました。

優秀作品は、「人権週間記念作文集」に収録し、学校教育の資料として、また児童生徒等を通じて保護者に配布し、家庭における話し合いや研修会等における研修資料として積極的な活用を図りました。【伊丹人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹人権擁護委員協議会事業の助成)921119】【人権作文・ポスター募集事務 921122】(人教・同人)



人権週間記念作文集

<5> 人権教育指導員

幼児期の教育、学校教育、および社会教育における人権教育に識見がある市民を人権教育指導員に委嘱し、学校・地域・団体からの希望に応じて、研修等の講師や助言者として派遣しています。平成 27(2015)年度は 93 回(前年度 98 回)の研修等に派遣し、延べ 3,973 人(前年度 4,213 人)の参加がありました。【人権教育指導員派遣事業 921106】(人教)

人権教育指導員派遣研修会 「課題別」集計表(過去4年分)

課 題	平成 24 (2012)年度		平成 25 (2013)年度		平成 26 (2014)年度		平成 27 (2015)年度	
	派遣 者数	割合	派遣 者数	割合	派遣 者数	割合	派遣 者数	割合
女性	4	4%	4	4%	3	3%	1	1%
子ども	31	28%	39	35%	41	43%	36	39%
高齢者	1	1%	2	2%	0	0%	2	2%
障がい者	8	7%	11	10%	8	8%	8	9%
同和問題	27	24%	20	18%	27	28%	22	24%
外国人市民	5	4%	4	4%	3	3%	7	8%
感染症患者	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
さまざまな人権問題	24	21%	28	25%	16	14%	17	18%
上記以外の研修	12	11%	4	4%	0	0%	0	0%
合計	112		112		98		93	

〈6〉 人権啓発推進委員

地域における人権啓発活動を推進するため、小学校区ごとに啓発活動に取り組む市民を人権啓発推進委員に委嘱しています。委員はそれぞれの地域で人権研修会等を企画し、平成 27(2015)年度には延べ 23 回開催し、延べ 1,026 人の参加がありました。さらに、資質向上のため、学習会や管外研修等を実施しました。【人権啓発推進委員会 921105】(人教)

〈7〉 人権の花運動

人権啓発活動北阪神・篠山・丹波地域ネットワーク協議会と連携して、こうのいけ幼稚園、伊丹幼稚園、池尻小学校、摂陽小学校で「人権の花運動」を実施しました。「人権の花運動」は、花の苗を幼児・児童が協力し合って育てることにより、生命の尊さを実感する中で人権尊重の精神をはぐくむことを目的とした活動です。

伊丹幼稚園と摂陽小学校では、人権擁護委員や神戸地方法務局伊丹支局職員による人権についての講話の後、幼児・児童らと一緒に花の苗を植えました。また、伊丹幼稚園の幼児と人権擁護委員らが伊丹中央サービスセンターを訪問し、幼児が福祉施設利用者に育てた花を寄せ植えしたプランターと幼児手作りのメダルを贈呈するなど、施設利用者と交流しました。

この他にも各実施校園では、観察会や絵手紙を作成するなど、関連行事を実施しました。(同人)



花苗を植える様子

〈8〉 視聴覚教材の貸し出し

学校・家庭・地域・職場等の人権学習教材として、さまざまな人権課題に関するVHS・DVDを貸し出しています。平成27(2015)年度は新たにDVD11作品を(下記表参照)人権教育室、人権啓発センター『ふらっと』、同和・人権推進課、伊丹市人権・同和教育研究協議会で購入等しました。貸し出しにあたっては、作品ごとに研修方法を例示して利便性を高めるとともに、各種研修の開催時に貸し出し目録を配布するなど周知を図り、平成27(2015)年度には180件(前年度248件)の利用がありました。【視聴覚教材貸出事務921108】(人教)

平成27(2015)年度の購入等作品

タイトル	内容	上映時間	制作年
ハンセン病問題～過去からの証言、未来への提言～	国や地方公共団体、企業等の人権教育・啓発に携わる職員が身につけておくべきハンセン病問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等についてわかりやすくまとめる。(2枚組)	56分	平成27 (2015)年
家族で考えるハンセン病		20分	
こんにちは金泰九さん ハンセン病問題から学んだこと	第33回全国中学校人権作文コンテスト 法務大臣賞「NO!と言える強い心をもつ」映画化。中学生の目から見たハンセン病問題。	25分	平成27 (2015)年
企業活動に人権的視点を	CSRについての企業のメリット、企業活動に人権的視点を取り入れることの重要性とメリットについて解説。障がい者雇用、ワークライフバランスなど5つの取り組み事例をあげている。	20分	平成27 (2015)年
出産・育児への理解がない	「マタハラ」とは働く女性が妊娠・出産にあたって職場で受けるハラスメントのこと。ある会社のハラスメント相談員が、マタハラの相談をうけたことをきっかけに、周囲に理解と解決策を示す内容になっている。	28分	平成27 (2015)年
フェアな会社で働きたい	人事部の新入社員の体験をドラマにする。公正な採用選考をはじめとする人権のあり方について学ぶ。(内容)セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、外国人、障害者、誰もが働きやすいために、いつもフェアであること。	25分	平成27 (2015)年
ここから歩き始める	認知症の親を持つ主人公とその家族の中で繰り広げられる介護をめぐる葛藤ときずなの紡ぎなおしを描くことで、高齢者が人間として誇りを持って生きていく上で大切なことについて、家族や地域の視点を通して考える。	34分	平成27 (2015)年
マザーズ ハンド～お母さんの仕事～	家族とは何か?人権とは何か?差別とは何か?親娘愛・姉妹愛・友人の思いやり、そして母の後ろ姿が私を変えた。	19分	平成24 (2012)年
明治維新と賤民廃止令	明治政府が差別をなくすためではなく地租改正により税を取る目的で「賤民廃止令」をだしたこと、したがって壬申戸籍に差別的なことも政府自身が許可したことなどを描き、近代社会においても「部落差別」が存続した構造を浮かび上がらせる。解説指導の手引つき。	18分	平成27 (2015)年

部落の心を伝えたい 夢のために	父は解放運動の先駆者として活躍、母は廃品回収、兄は狭山事件の主任弁護人。少年時の差別体験、結婚差別、そして、長男にふりかかった差別事件。その闘いの日々を熱く語る。	28分	平成27 (2015)年
「ただいま」～の声を 聞くために～	北朝鮮によって拉致されためぐみさん。大切に育てた娘が突然消えてしまった。それからずっとわが子を愛し続けて「家族のもとに返して」と叫ぶ、父と母の物語。	33分	平成20 (2008)年

〈9〉 平和啓発事業

7・8月を平和月間として、「2015年平和を考える夏」リーフレットを21,000枚作成、配布しました。期間中、中央公民館や人権啓発センター『ふらっと』、ラストホール、図書館などを会場に、平和について考える写真展や講演会、平和映画会などを伊丹市国際・平和交流協会と連携して実施し、平和の大切さについての啓発に努めました。【戦争と平和展事業 921201】【平和啓発事業 921202】(国平)

平和月間啓発事業一覧

※ [] 内は参加者数

事業名	実施日・(会場)	内容
平和パネル展 ・写真でふりかえる戦 後の世界 ・平和の絵手紙展	平成27(2015)年 7月16日～22日 (ラストホール)	広河隆一さんのパネル展。 アフガニスタン、イラク、東日本大震災などを取材したフォトジャーナリスト。 戦争や災害が遺した爪痕などを写真でふりかえる。[1,007人](国平)
夏休み平和映画会 「象のいない動物園」 「夏服の少女たち」 「マララ 教育を求 めて闘う少女」	平成27(2015)年 7月18日 (ラストホール) 平成27(2015)年 7月25日 (きららホール)	子どもたちに戦争の悲惨さ、平和と生命の尊さを伝えるため、夏休み期間中に、アニメ映画等を3作品上映しました。 [計118人](国平)
戦後70周年展 伊丹に残る戦争の記憶	平成27(2015)年 8月1日～30日 (図書館「ことば蔵」)	出征する人の無事や活躍を祈って寄せ書きした日の丸や防空頭巾、衣料切符などの市立博物館所蔵資料を展示。(図書)
平和の語り部講座	平成27(2015)年 8月6日 (中央公民館)	市民の「語り部」による朝鮮からの引き揚げ体験を講演。[83人](国平)
原爆および戦争犠牲者 の冥福を祈り黙とう	平成27(2015)年 8月6日・9日・15日	原爆および戦争犠牲者の冥福と核兵器のない世界を願い、各日時(6日午前8時15分、9日午前11時2分、15日正午)に1分間の黙とうの実施呼びかけを行いました。(国平)
平和を語るおはなし会 —絵本の読み聞かせ—	平成27(2015)年 8月7日 (図書館南分館)	絵本「へいわってすてきだね」「キンコンカンせんそう」「ハナミズキのみち」の読み聞かせをしました。[17人](図書)
平和を語るおはなし会 —絵本の読み聞かせ—	平成27(2015)年 8月8日 (図書館北分館)	絵本「つる サダコの願い」「ランドセルは海を越えて」の読み聞かせをしました。[7人](図書)

平和を語るおはなし会 —絵本の読み聞かせ—	平成 27(2015)年 8月 8日 (図書館「ことば蔵」)	絵本「へいわってすてきだね」「6わの からす」「いちりんの花」の読み聞かせ をしました。[10人](図書)
伊丹・平和の美術展	平成 27(2015)年 8月 12日～17日 (いたみホール)	伊丹の芸術家のみなさんが、平和への 祈りを込めて、絵画や写真・書などの 作品を展示しました。[386人](文振)
平和の鐘・カリヨンコン サート	平成 27(2015)年 8月 15日 (有岡城跡史跡公園)	平和な社会を願い、平和の鐘の音を楽 しむコンサートを開催しました。[435人] (国平)
コトバーシティ英語読 解講座 日本国憲法を英語で味 読快読	平成 27(2015)年 8月 15日 (図書館「ことば蔵」)	日本国憲法英語版から日本語への翻訳 プロセスを詳しく解説します。英語を通 して、日本国憲法を学んでもらいました。 [74人](図書)
戦後 70 年講演 白洲次郎と近衛文麿は 「伊丹」が繋がった!?	平成 27(2015)年 8月 15日 (図書館「ことば蔵」)	戦後の憲法改正や経済復興に尽力した 白洲次郎と戦時中の内閣総理大臣を務め た近衛文麿の 2 人に焦点をあて、戦中・ 戦後の時代背景をおさえながら、伊丹の 近現代について解説しました。[97人](図 書)
ことば蔵ランナーズク ラブ 白洲屋敷跡コース	平成 27(2015)年 8月 15日 (図書館「ことば蔵」)	伊丹市春日丘に約 4 万坪あったと言わ れる「白洲屋敷跡」の周辺を約 1 時間ラ ンニングしました。[11人](図書)
戦後 70 年祈念事業 「玉音放送」をききませ んか?	平成 27(2015)年 8月 15日 (図書館南分館)	戦後 70 年を祈念し、玉音放送を流しまし た。(『昭和天皇玉音放送』あさ出版)[22 人](図書)
戦後 70 年講演 元戦闘機パイロットが 語る「空から見た太平洋 戦争」	平成 27(2015)年 8月 16日 (図書館「ことば蔵」)	伊丹市在住の元戦闘機パイロット・笠 井智一さんを講師にお招きし、「絶対に 忘れてほしくない」70 年前の戦争の記憶 を語ってもらいました。[314人](図書)

2. さまざまな人権課題への取り組み

(1) 女 性

①男女共生教育及び生涯学習等の推進

学校園においては、性別にとらわれずさまざまな仕事に就くことができることや毎日の生活に
何気なく組み込まれている男女のあり方に気付くことができるよう「男女共生教育ハンドブック」
の活用等を通して男女共生教育を推進しました。(学指)

また、男女共同参画啓発のために以下のイベントを行いました。

▽男女共同参画週間パネル展＝内閣府の男女共同参画週間(6月23日～29日)にあわせて、市
役所で啓発パネル展を行いました。

▽男女共同参画推進市民フォーラム＝平成 27(2015)年 12 月実施。講演「自分らしく、もっと
輝くために。」等に 91 人の参加がありました。【男女共同参画推進市民フォーラム事業 921308】

▽男女共同参画施策推進研修＝市職員等を対象とし、「業務におけるジェンダーについて」をテーマに研修を実施しました。参加者数 39 人。(同人)

公民館では家庭教育支援事業「パパとキッズのプレイルーム」を実施し、父親の積極的な育児参画の推進を図りました。(公民)

②女性の人権を尊重し、男女平等を推進する活動等の支援

女性・児童センターを拠点として、男女共同参画の推進や暴力の防止、女性の健康、性教育、男性の家庭力などをテーマに各種事業を展開しました。

「国際女性デー」(3月5日)にちなみ女性の地位向上を目的とするイベント「いたみミモザの日」では、記念講演「なぜ女の子は学校にいけないの?～インドやケニアの事例から考える女性の自立の重要性～」や「オンブード&ガールスカウトと見つけよう大好きな私」などの催しに約 860 人が参加しました。

このほか、主な事業として、

▽「男女共同参画市民ウィーク」にパパと学ぶ立体算数＝(参加者 87 人)

▽「女性のための法律講座」＝(参加者 13 人)

▽「女性のキャリアアップ支援講座」＝(参加者 560 人)

〈内訳〉

「スッキリ解消術」＝(全 2 回、参加者 10 人)

「簿記教室」＝(月 4 回、参加者 217 人)

「私の輝くイメージ・メイキング」＝(参加者 24 人)

「「ファミリーマルシェ」はじめの一步」＝(全 4 回、参加者 309 人)

▽「これから始める地域活動～オレンジリングをみんなの手に～」＝(全 3 回、参加者 90 人)

▽「連携企画事業 子ども防災ワーク」＝(参加者 29 人)

▽「虐待・性暴力・DVを知ろう!学ぼう!市立伊丹高校連携」＝(参加者 310 人)

▽「育児不安解消と仲間づくり～ママから笑顔～」＝(全 6 回、参加者 90 人)

▽「ツイズひろば」＝(全 4 回、参加者 65 人)

▽「わたしらしさを取り戻す～カラダとココロとおしゃべりしませんか～」＝(全 3 回、参加者 37 人)

▽「本気で向き合う私の健康」＝(参加者 31 人)

▽「素敵エイジング～アールヴェーダ」＝(全 4 回、参加者 84 人)

▽「輝きプラス」＝(全 4 回、参加者 81 人)

▽「メディア・リテラシーって何?」＝(参加者 62 人)

▽「いのちのおはなし」＝(全 3 回、参加者 209 人)を実施しました。

男女共同参画関係図書の貸し出し(図書 494 冊、雑誌 217 冊)、情報誌「ハート・メール」の発行(年 4 回)などを通して啓発を図りました。【女性・児童センター管理運営 921307】

▽伊丹市男女共同参画推進委員会＝各種団体の推薦 10 人と公募 2 人の委員により、伊丹市男女共同参画推進市民フォーラムへの参画や、団体と連携した研修を実施するなど広く男女共同参

画意識を啓発する取り組みを行いました。【男女共同参画計画推進事業 921301】

▽男女共同参画情報紙「com-com(コムコム)」＝公募市民が企画・編集する情報紙を 2 回計 8,000 部発行し、市民の力を生かした啓発活動を行いました。【男女共同参画情報紙発行事業 921305】(同人)

③政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

本市の審議会等への女性委員の登用拡大に向けて調査を行い、平成 27(2015)年 5 月 20 日現在、全委員 710 人のうち女性委員は 236 人、全体に占める割合は 33.2%で、前年に比べ 0.4 ポイント増加しました。(同人)

また、市職員の管理職総数に占める女性の割合は 20.0%で、前年に比べ 1.9 ポイントの増加となり、全国的にも高い水準を維持しています。(人研)

④雇用の場における男女平等のための啓発

ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備や女性の能力活用など男女共同参画推進に積極的に取り組む市内事業所を公募し、平成 27(2015)年度は株式会社フクユと和晃運輸株式会社に「男女共同参画推進事業所表彰」を贈りました。あわせて「広報伊丹」等で取り組みを PR しました。

【ワーク・ライフ・バランスの普及及び推進事業(男女共同参画推進事業所表彰事業)212601】(同人)

⑤女性に対する暴力への対応

「伊丹市DV防止・被害者支援計画～第 2 期伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」に基づき、伊丹市DV被害者支援事業ネットワークを中心に、主管者会議及び担当者会議を開催、情報交換や被害者対応の確認、ミニ研修を行うなど連携を深めました。

▽伊丹市DV相談室(伊丹市配偶者暴力相談支援センター)＝「婦人相談員」(DV相談員)が被害者等の相談に応じ、関係機関との連携によりDV被害者の一時保護や自立支援等を行いました。

【DV対策事業 921302】

伊丹市DV相談室での相談件数

年度	平成 23(2011)年度	平成 24(2012)年度	平成 25(2013)年度	平成 26(2014)年度	平成 27(2015)年度
総相談件数	365	420	593	655	763
うちDV件数	346	399	574	582	706

▽DV防止啓発事業＝内閣府主唱の女性に対する暴力をなくす運動期間(11 月 12 日～25 日)にあわせて、市役所と女性・児童センター、図書館「ことば蔵」で女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンツリーキャンペーンを実施しました(女性・児童センターでは、児童虐待防止のシンボルであるオレンジリボンとあわせたダブルリボンキャンペーンとして実施)。また、同期間中、ガールスカウトからの提案と国際・平和課との連携により、フランドルの鐘(カリヨン)のパープルライトアップを初めて行った他、伊丹警察と伊丹市立伊丹高等学校、ネットワーク関係機関との協働により、J R 伊丹駅前でもDV・デートDV防止の街頭啓発キャンペーン

を実施しました。

国際ソロプチミスト伊丹によるJR伊丹駅前と阪急伊丹駅前での街頭啓発活動やチャリティバザー会場でのパープルリボンツリーキャンペーンなど地域の団体からも啓発活動についての協力をいただくことができました。

▽DV防止セミナー＝市民、市職員等を対象とし、DV被害について理解を深め、DVの発見と対応について学ぶため、「DV被害のサインと支援～大切な人を守るために～」と題する講演会を開催しました。参加者数67人。

▽DV相談窓口案内カード・ポスター＝DV被害者や周囲の人に相談窓口を周知し、早めの相談を促すため、ポスター4,700枚作成し、主に公的機関に配置、配布しました。(同人)



パープルライトアップの様子(フランドルの鐘)

⑥相談体制の充実と周知

女性・児童センターにおいて、各種相談に対応しました。

▽女性のなやみ相談＝日常生活上の悩みや心配事などについて。

▽女性のための法律相談＝女性弁護士による相談。【女性のための法律相談事業 921306】

▽女性のためのカウンセリング(フェミニストカウンセリング)＝家族との関係や職場の人間関係での悩み、自分の生き方での悩みについての相談。【女性のためのカウンセリング事業 921303】

上記相談の延べ相談件数(過去3年分)

年度	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度
女性のなやみ相談	91件	127件	96件
女性のための法律相談	55件	61件	56件
女性のためのカウンセリング	225件	214件	224件

また、法務局・人権擁護委員と連携し、「女性の人権ホットライン」やDV相談窓口について、「広報伊丹」等で周知しました。(同人)

(2) 子ども

①子どもの権利に関する教育・啓発の推進

子どもの権利については、児童生徒の実態に即し、総合的な学習の時間や道徳の時間に学習に取り組んできました。また、子どもの権利条約の精神をふまえ、各中学校の生徒会の代表者が参加して、「つくろう 私たちのためのスマホ三か条」をテーマに、「伊丹市中学校生徒会リーダーズセミナー」を行い、自由に自分の意見を表明し、交流しました。【伊丹市生徒会活性化推進事業 222108】(学指)

子どもたち自身が人権意識を持ち、暴力や犯罪から自分の身を守るための学習「CAP講習会

(子どもの安全対策推進事業)」を実施し、市内 17 小学校 3 年生 1,852 人の児童が受講しました。特に、危機対応能力育成や、「安心」「自信」「自由」の 3 つの権利を守ることを目指し、児童の自尊感情の育成を図りました。【子どもの安全対策推進事業 223205】(保体)

●平成 27(2015)年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果より

「子どものしつけのためには、体罰もやむをえない」という考え方について、あなたはどの程度思われますかを尋ねたところ、「強くそう思う」と「そう思う」をあわせた“そう思う”の割合は 26.9%、「全く思わない」と「そうは思わない」をあわせた“そう思わない”の割合は 34.9%となっています。

②幼児・児童・生徒への人権教育等の推進

学校園においては、「伊丹市人権教育基本方針」に沿って、命を大切に作る心や自尊感情等「生きる力」を育成するため、幼児・児童・生徒の発達段階や実態に応じて教育活動全体を通じて指導を行いました。また、保育所(園)においては、「伊丹市人権保育基本方針」に基づいて、子どもを権利の主体ととらえ、人権を尊重する保育に取り組みました。

就学前の園児に、あいさつや早寝早起き等の生活習慣や、生活上のきまりを守る等の社会性や自制心を身につけるための約束事を守ることにより、基本的な生活習慣の定着や規範意識の形成を図るため、「いたみっこのおやくそくカード」を活用しました。【豊かな心を育む道德教育、情操教育の推進 222100】【保育・幼児教育の充実 211200】

中学校 2 年生 1,745 人を対象とした地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」、小学校 5 年生 1,830 人を対象とした学習の場を教室から自然の中へ移した 4 泊 5 日の「自然学校」、小学校 3 年生 1,813 人を対象とした自然に触れ合う体験型環境学習である「環境体験事業」を実施しました。

【「トライやる・ウィーク」事業 222107】【自然学校推進事業 222105】【環境体験事業 222104】

さらに、アイマスクと白杖を使ったり、車いすを使って移動したりする体験活動を通して、共に生きる社会について学習しました。(学指)

▽人権教室=伊丹市人権擁護委員協議会では、いじめ等の人権問題について考える機会を作ることによって、子どもたちに相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的とした「人権教室」を笹原中学校 1 年生 136 人と花里小学校児童くらぶ 1~3 年生 21 人を対象に実施しました。【伊丹市人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹市人権擁護委員協議会事業の助成)921119】(同人)



人権教室の様子

③児童虐待防止の取り組み

伊丹市要保護児童対策地域協議会のもと、代表者会議・主管者会議をそれぞれ開催するとともに、要保護児童等に対する協議を行う個別ケース検討会議を 172 回開催し、関係機関の連携・協力のもと、児童虐待防止に努めました。また、協議会の構成員を対象とした児童虐待対応専門研

修会を実施し、構成員の資質向上に努めました。

平成 27(2015)年度には 284 人(前年度 338 人)の児童虐待報告を受理し、処遇検討会議を開催して早期対応に努めました。【児童虐待防止事業(伊丹市要保護児童対策地域協議会)211101】

児童虐待防止推進月間中に、中心市街地に横断幕の掲示、JR 伊丹駅前の電光掲示板を利用した啓発や、市庁舎 1 階の窓口案内表示システムでのコンテンツの放映により虐待防止を呼びかけ、「広報伊丹」にも虐待防止啓発の特集を掲載しました。【児童虐待防止対策緊急強化事業 211103】

▽職員の資質向上＝職員の相談技術向上のため、相談業務を担っている職員がコモンセンスペアレニング(ほめて育てる効果的なしつけの方法)の研修を受講しました。

▽こんにちは赤ちゃん事業＝養育者の育児不安や虐待の恐れのある家庭の早期発見と支援を行うため 4 か月までの乳児のいる家庭 1,740 件(前年度 1,764 件)の訪問を行いました。【こんにちは赤ちゃん事業 212203】(こ家)

▽すくすく育児相談＝育児、身体の発育・発達、栄養などの悩みに対して、気軽に相談できる窓口を設け、相談延べ件数 1,502 件(前年度 1,382 件)の相談を受けました。【すくすく育児相談 212304】(健政)

④いじめ問題への対応

いじめ防止対策推進法に基づいて、平成 26(2014)年 4 月に「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を定めて、「伊丹市いじめ防止等対策審議会」や「伊丹市いじめ問題対策連絡協議会」、「伊丹市いじめ問題に関する第三者調査委員会」を設置しました。これらの組織を十分に活用し、全市的にいじめ防止等のためのより実効的な対策を進めています。(学指・こ若・総務)

一方、毎年 7 月を「伊丹市いじめについて考える強化月間」とし、市民とともにいじめについて考える機会を持っています。(学指)

▽子どもの人権 SOS ミニレター＝いじめや虐待などを受け、親や先生、友達にも相談できずにいる子どもたちの悩みや人権問題を、手紙を通して解決を図る「子どもの人権 SOS ミニレター」事業では、平成 27(2015)年度は、神戸地方法務局伊丹支局管内で 85 通(前年度 84 通)の手紙に返信対応しました。【伊丹人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹人権擁護委員協議会事業の助成)921119】(学指・同人)

▽伊丹市いじめ対策リーフレット＝いじめ問題の解決に向けて、学校、家庭、地域等が取り組む具体的な対応策をまとめたリーフレットを作成し、市内各学校の児童生徒、保護者、関係機関等に配布し、学校、家庭、地域が連携した取り組み充実を図りました。

▽携帯・スマホ緊急アピール＝平成 26 年度に本市において実施した携帯・スマホに関する実態把握のためのアンケート調査において、小学校 4 年生で過半数、中学校 3 年生で 7 割以上、高校生では、ほぼ全員が携帯・スマホを所持していました。そのことを受け、伊丹市 P T A と市教育委員会が共同してチラシを作成し、市内全小・中・高・特別支援学校の児童生徒に配布して家庭でのルールづくり等と呼びかけました。さらに、教育委員会に「子どもの携帯等に関する問題対策会議」を立ち上げ、ネットいじめを含む児童生徒の被害防止等の取り組みを進めています。(学指)

⑤子どもの非行防止、健全育成活動の推進

伊丹市青少年問題協議会において「少年非行防止部会」の庶務担当により非行の未然防止のための活動について報告を行いました。【青少年問題協議会の運営 213111】（こ若）

青少年の非行防止と健全育成のため、少年愛護センターを中心に各関係機関が連携して各事業を展開しました。少年愛護センターでは、毎月「センター通信」を約 5,500 部作成し、各学校、警察、自治会等に配布し、青少年の健全育成に関する広報・啓発を行いました。また、「環境浄化・非行防止」ポスターを作成し、地域の掲示板や公共施設に掲示するとともに、非行防止等啓発チラシや少年補導委員PRチラシを作成・配布し、非行防止の啓発、少年補導委員活動の周知に努めました。「自転車も交通ルールを守って安全に!」手渡しカードを 2,700 枚作成し、安全な自転車の利用についての啓発も行いました。さらに、少年補導委員延べ 5,920 人が「青少年街頭補導活動」を展開し、子どもの非行防止、健全育成に寄与しました。【青少年健全育成関係広報啓発事業 213106】 【青少年街頭補導事業 213104】

また、青少年をとりまく有害環境を改善するため、白ポストによる有害図書類の回収を行うとともに、少年補導委員の協力のもと兵庫県青少年愛護条例に基づいた有害環境実態調査を実施しました。【青少年健全育成・環境浄化事業 213105】（少セ）

⑥障がいのある幼児・児童・生徒への支援

就学前から就労までの一貫した特別支援教育の推進をめざして教育、医療、福祉、労働等の関係機関の担当者が集まり、平成 20(2008)年 3 月に策定、平成 25(2013)年 4 月に改訂した、改訂版「今後の特別支援教育のあり方について」（基本方針）に基づき、校内外支援体制と具体的な指導支援の充実を図りました。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて、関係機関等との連携による一貫した支援により、特別な教育的ニーズのある幼児、児童、生徒のみならず、すべての子どもについて自立の実現を目指しています。（学指）

公立保育所(園)・認定こども園において、発達に支援を必要とする児童が、集団生活の中で他の児童と共に育ち合い、児童の成長を促進することを目的として、専門スタッフの協力を得ながら、136 人の児童を対象に、発達の状況に応じた支援を行いました。【統合保育事業 211311】（保育）

放課後児童クラブにおいては、障がい児も安心して利用できるよう、必要に応じて支援児加配指導員を配置しており、平成 27(2015)年度は障がい児 49 人が児童クラブを利用し、支援児加配指導員は 32 人を配置して、良好な保育環境の確保に努めてまいりました。【放課後児童クラブ事業 211401】（こ家）

子どもたちの健やかな発達を支援するこども発達支援センター「あすばる」が平成 28(2016)年 3 月 31 日に竣工しました。「あすばる」は、児童の発達に関する情報発信、地域で安心して成長できる社会環境を考え、子どもを支援するなど、本市における児童発達支援の中心的な役割を担います。

発達支援・早期療育に関する相談を実施する指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者「たんぼぼ」において、発達が気になる子どもとその保護者への育児支援を行い、平成

27(2015)年度の体験保育利用者延べ 1,236 人、相談支援 5,313 人(内、専門相談 222 人(前年度 147 人))、研修を 3 回行いました。【たんぼぼ(指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者)運営事業 211308】(こ発)

小・中学校においては通常学級に在籍し、発達に支援を要する児童生徒に対し、小・中学校に「特別支援教育支援員」を配置し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行いました。【特別支援教育支援員配置事業 221506】

自然とのふれあいや社会性を養うことなどをめざして、伊丹特別支援学校小学部児童 3 人、中学部生徒 9 人、高等部生徒 8 人が 1 泊 2 日で「障害児の自然体験活動」を、また伊丹特別支援学校及び小中学校特別支援学級の児童生徒 102 人が、「なかよしキャンプ」を行いました。【障害児の自然体験活動推進事業 221504】【なかよしキャンプ事業 221502】

▽教育支援委員会＝教育支援委員会では、保護者との十分な話し合いのもと、幼児・児童・生徒の実態に応じた適切な就園相談 112 件(前年度 110 件)・就学相談 204 件(前年度 179 件)に対応し、就園・就学先との連携を進めました。【伊丹市教育支援委員会事務(就学指導委員会事務)221505】(学指)

⑦家庭の子育て支援の推進

「教育の原点は家庭にある」という視点のもと、家庭の対話やふれあいを増やし家族の絆を深める機会として「だんらんホリデー」を地域ぐるみで行いました。また、「家庭教育支援」として、4 か月児健診時 1,542 人、3 歳児健診時 1,613 人に対し啓発等の活動を行い、「家庭教育学級」として、小学校入学説明会時 3,534 人、中学校入学説明会時 1,129 人の保護者などに家庭教育について学習の機会を提供しました。【だんらんホリデー事業 212106】【草の根家庭教育推進事業 212102】(社教)

▽育児ファミリー・サポート・センター事業＝安心して育児ができるような環境整備を図りました。会員数は協力会員 456 人(前年度 464 人)、依頼会員 1,542 人(前年度 1,555 人)、両方会員 305 人(前年度 352 人)、計 2,303 人(前年度 2,371 人)で、学童保育の迎え、帰宅後の預かりなどを行いました。【育児ファミリー・サポート・センター事業 212214】

さらに、子育てに関する相談や子育て中の親子の出会いの場とする「地域子育て支援拠点事業」を市内 8 ヶ所で実施、計 117,091 人(前年度 116,614 人)が利用し、また、幼稚園や保育所・地域における親子交流の場である「みんなのひろば事業」へ 9,293 人(前年度 10,467 人)、親子が集団のなかで育ちあい学びあう場である「そだちのひろば事業」へ 3,526 人(前年度 3,644 人)が参加したほか、子育てボランティアの育成支援、子育てサークル支援事業に加え、平成 27(2015)年度からは 0～3 歳児とその父親を対象とした子育て交流事業を実施するなどさまざまな子育て支援事業を実施しました。【地域における子育て支援ひろば事業の推進 212210】【子育て支援センター事業 212206】(子支)

また、発達に支援が必要な子どもたちが放課後を楽しく過ごす手がかりになるよう、「支援の必要な子どもたちのための放課後情報集」を伊丹市障害者地域自立支援協議会子ども検討会で作成したものについて、随時情報更新し、市のホームページで公開しています。(子支)

公民館では、家庭教育支援事業としてギャラリーの空きを活用し『子育てサロン』を実施しています。スタッフとして「家庭教育アドバイザー」が入り、子育ての相談に応じる等、情報交換や仲間作りの場となっています。【講座等生涯学習活動支援事業 231105】(公民)

⑧相談体制の充実と周知

スクールカウンセラーを全市立小・中・高等学校に配置し、児童生徒をはじめ教職員や保護者のカウンセリングを行いました。【スクールカウンセラー活用事業 222203】(総教)

また、社会福祉士または精神保健福祉士の資格を有するスクールソーシャルワーカーを教育委員会事務局に2名配置し、不登校、虐待、問題行動等の背景にある学校、家庭における環境改善、課題解決に向け、関係機関と連携した取り組みを推進しました。【スクールサポート事業 222201】(学指)

少年愛護センターでは、「なやみの相談」クリアファイルを9,279枚作成し、市立小学校1・5年生の児童及び中学校・特別支援学校全生徒に、「なやみ相談」カード7,599枚を小学校2・3・4・6年生の児童に作成・配布し、相談活動のPRを行いました。悩みを抱える保護者や子ども等からの電話相談139件、来所相談48件に応じ、相談者の心のケアや状況の改善に努めました。また、少年進路相談員が進路変更や再就職への相談活動として、延べ187人(前年度263人)について、情報交換や相談を行い、適切な進路相談に努めました。【青少年問題相談事業 211501】(少セ)

▽家庭児童相談室＝児童虐待等子どもを取り巻くさまざまな問題に対し、家庭その他から899人(前年度1,069人)の相談に応じ、必要な援助を行い、子どもの福祉と権利の擁護に努めました。【家庭児童相談室事業 211102】(こ家)

(3) 高齢者

①高齢者の尊厳を保持する啓発の推進

▽家族介護教室＝高齢者を介護している家族や民生委員等を対象に、介護方法・介護予防・介護者の健康づくり等についての知識・技術を習得することを目的として開催し、417人の参加がありました。【家族介護教室事業 132217】

▽認知症サポーター養成講座＝認知症を理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する同養成講座を市内で41回開催し、延べ1,899人の参加があり、認知症に関する知識の普及に取り組みました。同養成講座終了後、受講者には認知症サポーターであることの目印となる

「オレンジリング」をお渡ししました。【認知症相談支援等事業 132225】(介保)



オレンジリング

②共に生きる社会を目指す福祉教育の推進

小学校において、社会科や総合的な学習の時間に地域の高齢者から昔の話や遊びについて聞く会を位置づけ交流を図りました。また、七夕の集いや体育大会などの行事に地域の高齢者を招待し、一緒に給食を食べるなど各学校の実態に即した取り組みを行いました。

③高齢者の権利擁護の推進

▽伊丹市福祉権利擁護センター＝平成 23(2011)年にいきいきプラザ内に設置。認知症や精神障がい、知的障がい等により判断能力に支援が必要な人が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、相談や支援をはじめ、権利擁護の人材育成や広報・啓発に取り組みました。平成 27(2015)年度中の相談件数は 371 件(前年度 412 件)でした。

▽権利擁護研修会＝平成 28(2016)年 2 月に伊丹市福祉権利擁護センター、社会福祉協議会が共催で開催。生活困窮者への権利擁護支援について学ぶイベントに職員だけでなく広く市民も参加し、90 人の参加がありました。

▽成年後見制度の利用支援＝制度の認知度向上に向けた出前講座を実施し市民啓発に取り組みとともに、親族による支援を得ることが困難な要援護者等については、市長から成年後見の審判開始の申し立てを行い、自立した日常生活を営むことができるよう環境整備を行っています。

【成年後見制度利用支援事業(高齢者)131303】

▽高齢者虐待の防止＝地域・高年福祉課、地域包括支援センターを中心に各関係機関が連携して高齢者虐待防止ネットワークを形成し、早期発見と対応に取り組みました。(地高)

④高齢者の社会参加、生きがいつくり、就労のための支援

老人クラブが行う生きがいと健康づくりのための活動に対して補助し、地域を基盤とする高齢者の社会参加を支援しました。【老人クラブ等補助事業 132301】

また、高齢者の就業機会を確保し、知識と経験の活用と社会参加の促進を図るため、シルバー人材センターの活動に対して補助しました。会員数は平成 27(2015)年度末 2,942 人で、対前年度末比では 2 人の微増となりましたが、会員が一人でも多く就業ができるよう就業開拓等に努めた結果、就業実人員・就業延人員・就業率ともに増加し、会員の就業機会が増えました。【就労支援事業 132305】(地高)

⑤福祉のまちづくりの推進

市民・事業者等との協働により、地域社会における支え合い活動体制の整備を行いました。これまでに 225 の事業所と地域見守り協定を結んだほか、引き続き救急情報安心キットの配布、地域ふれ愛福祉サロン事業の実施に取り組みました。【地域支え合い体制づくり事業132227】(地高)

⑥相談体制の充実と周知

9 か所の地域包括支援センターと伊丹市地域包括支援センター(基幹型)では、高齢者の権利

擁護をはじめとして、介護・福祉サービス、健康維持など暮らしに関わるさまざまな相談を受け付けました。また、認知症にやさしい地域づくりをめざすことを目的として、認知症に関する相談を受け付けました。【地域包括支援センター運営事業 132202】【認知症相談支援等事業 132225】(介保)

(4) 障がい者

①自立と社会参加の促進を目指す啓発等の推進

障害者福祉センター（アイ愛センター）を障がい者施策の中核施設として、福祉情報の提供、交流・啓発事業、生活支援事業など、障がい者の自立と社会参加の促進を図るさまざまな事業を展開しました。障害者福祉センター機関紙「ポテトサラダ」を発行し、市内各関係機関に配布し啓発に努めました。

交流・啓発事業として、障害者週間(12月3日～9日)にあわせて、障がい児・障がい者の作品展を平成27(2015)年12月3日から12月13日まで開催しました。また、12月12日には障がい者フェスティバルを開催し、障がい者による出し物、フリーマーケット等を通して交流を図り、延べ300人の参加がありました。【障害者福祉センター管理運営事業 133103】(障福)

②障がい者の権利擁護の推進

成年後見制度利用支援事業では、申立費用補助を2件、報酬補助を3件行いました。

伊丹市障害者虐待防止センターにおいて通報や相談に対応(平成27(2015)年度通報件数17件)するとともに、障害者虐待防止体制整備として、障害者虐待防止連絡会を開催しました。また、啓発活動として、「わかりやすい版」障害者虐待防止パンフレットを作成し障害福祉サービス事業所へ配布しました。さらに、施設従事者による虐待のあった事業所に対してフォローアップ調査を行い、再発防止に努めました。【成年後見制度利用支援事業(障がい者)131304】【障害者虐待防止対策整備事業 133105】(障福)

③就労等自立支援への取り組み

障がい者が職業準備性の向上を図るため、市役所等で一定期間、洗車や事務作業等の体験を行う障がい者就労チャレンジ事業を行い、12人の障がい者が職場体験をしました。さらに、障害者福祉センターの清掃・管理業務について社会福祉協議会への委託により障がい者6人を引き続き雇用しました。また、その他公共施設の清掃・維持管理業務を障がい者就労継続支援事業所等へ委託し、障がい者の就労促進を図りました。【障がい者就労チャレンジ事業 133301】【障害者就労促進委託事業 133304】【障害者就労支援事業 133307】

平成25(2013)年に施行された、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」に基づき、障がい者就労施設への発注拡大を図るため、平成25(2013)年から毎年伊丹市行政職員と市内障がい者就労施設との情報交換会(お見合い会)を開催しており、平成27(2015)年度には自治会向けの情報交換会(お見合い会)も開催しました。

平成 27(2015)年度の調達実績では役務の調達額 17,397,976 円、物品の調達額 482,605 円、全体の調達額 17,880,581 円でした。(障福)

④福祉のまちづくりの推進

障がい者が住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができる環境を整備するため、既存住宅の障がいに対応した改造に要する経費を助成する事業を実施しました。日常生活用具給付事業(手すり設置、段差解消等)で対応できた事例が多く、平成 27(2015)年度の利用希望はありませんでした。(前年度 0 件)【障がい者住宅改造費助成事業 133211】

障がい者の社会への参加を実質的なものとし、その能力を最大限に発揮しながら、安心して生活できるようにする事業の一つとして手話通訳士を市役所とアイ愛センターに設置し、要約筆記・手話奉仕員の派遣を実施しています。【障がい者地域生活支援事業 133209】(障福)

⑤相談支援体制の充実と周知

市内 4 か所に相談支援事業を委託し、障がい者やその家族などからの幅広い相談に応じ、必要な情報提供や生活全般に関する相談支援を行いました。平成 27(2015)年度は 4,433 人(前年度 4,192 人)の相談に対応しました。平成 24(2012)年 4 月の改正障害者自立支援法施行により創設された、障害福祉サービス等の利用希望者の相談に専門に応じる指定特定相談支援事業者として、市内計 16 か所(前年度 13 か所)の事業所が指定を受け、計画相談支援の拡充化が図られました。【障がい者相談支援委託事業 133102】(障福)

(5) 同和問題

①人権を尊重する教育の推進

法の下での平等や個人の尊重等人権一般の普遍的な視点からの取り組みや個別の人権課題を総合的に推進することが求められています。伊丹市では、今までの同和教育で培ってきた成果を生かし、人権教育に取り組んできました。とりわけ、保育や教育に携わる者が、同和問題を正しく認識することが重要であるとの考えのもと新規採用教員等人権教育研修会を人権啓発センターで行い、100 人の参加がありました。また、学校園において人権教育指導員等当事者の講話やグループ討議の実施により教職員の識見を高め、教育活動に生かしました。【人権研修事業 223303】(総教)

●平成 27(2015)年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果より

「同和問題に関することで、今、どのような人権問題が起きていると思いますか」を尋ねたところ、「結婚問題での周囲からの反対」の割合が 36.8%と最も高く、次いで「いわゆる同和地区への居住の敬遠」の割合が 29.2%、「わからない」の割合が 21.6%となっています。

「同和問題が生じる原因や背景」を尋ねたところ、「社会全体に残る差別意識」の割合が 39.0%と最も高く、次いで「地域の人から伝えられる偏見・差別意識」の割合が 34.0%、「家族(祖父母、父母、兄弟姉妹など)、親せきから教えられた偏見・差別意識」の割合が 32.3%となっています。

「同和問題は、口に出さないでそっとしていれば自然になくなる」という考え方について、あなたはどのように思われますかを尋ねたところ、「強くそう思う」と「そう思う」をあわせた“そう思う”の割合は 23.8%、「全く思わない」と「そうは思わない」をあわせた“そう思わない”の割合は 36.7%となっています。

②差別意識の解消に向けた啓発の推進

平成 27(2015)年 12 月 6 日、人権啓発センター『ふらっと』つながりコンサートとして、兄弟アコースティックユニット「ちめいど」人権コンサート&トークを実施しました。コーラスには摂陽小学校合唱団が出演しました。初めて人権啓発センターに来館した方が多く、今後も積極的に人権問題を考えていきたいとの意見が多数ありました。12 月 4～10 日にはパネル展を開催しました。

コンサート、パネル展で延べ 894 人の参加がありました。(人セ)

●参加者アンケートから

- ・素晴らしい活動に参加させていただきました。ありがとうございました。
- ・ふらっと「つながりコンサート」素晴らしいコンサートに参加させていただき感無量です。摂陽小学校の合唱団の子どもたちの声がきれいで振り付けも躍動感があってすばらしかったです。
- ・寸劇を交えての人権講座も難しく構えるものではなく、身近なところにそういった問題は潜んでいるということ、わかりやすく心に残りました。

③交流・協働の推進

ふれあいセンターにおいて、健康体操やビリヤード、囲碁、将棋、人権学習会などを通して、高齢者が集い、人権と健康を大切にするふれあい交流の場としての事業を実施しました。年間延べ 9,584 人の利用がありました。【ふれあいセンター管理運営業務 921115】

また、ふれあいセンター1階の浴場では、住民のふれあい交流を通して共生社会の形成を図り、29,783 人の利用がありました。【ぎょうぎ温泉管理運営事業 921114】

さらに、「摂陽地区福祉のまちづくり協議会」人権啓発部会において、市民と協働した人権学習会を実施するなど住民交流や協働を促進する取り組みを支援しました。(人セ)

④事業者等の啓発活動の推進

伊丹市人権・同和教育研究協議会企業部会には市内 65 企業が加盟しています。同和問題をはじめ、さまざまな人権課題に対する啓発を進めました。【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】(人教)

⑤人権啓発センターにおける活動の推進

識字教室や市民パソコン教室、パソコンクラブ、交流カラオケ教室並びに市民健康教養教室などの人権文化市民講座を実施しました。【人権文化市民講座・啓発事業 921112】

小・中学生を対象に児童・生徒の身近な人権課題への学習、取り組みを通して子どもの豊かな感性を育成するため、子どもたちが体験から学ぶ人権講座(ジョイントクラブ)として、低学年のにじいろクラブ、高学年のスマイルクラブを開講しました。また、創作活動や地域の伝統文化を学ぶ場として太鼓クラブや三味線クラブを開講し、合わせて延べ 1,845 人の参加がありました。

【地域に学ぶ体験学習支援事業 921117】

小・中学校の保護者や市民を対象に、創作活動・ワークショップ等を通して人権学習を行いました。グループ合同のさまざまな参加体験型人権学習会や全体会を実施し、延べ 141 人の参加がありました。また、家庭・地域・学校・行政の 4 者が参加する学習交流会で子どもを取り巻く大人の連携を図り、延べ 173 人の参加がありました。【学習交流育成事業 921118】(人セ)

●平成 27(2015)年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果より

「伊丹市立人権啓発センター『ふらっと』の名称の認知度は 41.7%となっています。

※認知度の割合は、「内容までよく知っている」と「内容も少しは知っている」、「聞いたことはある」の割合の合計です。

⑥相談体制の充実と周知

人権啓発センターでは、住民の生活上のさまざまな相談や人権に関わる相談に応じて、行政サービスや制度などの情報を提供し、必要に応じて関係機関への紹介などを行い、延べ 283 件(前年度 253 件)の相談に対応しました。また、人権センターでは、人権擁護委員による人権相談を月 1 回実施しました。【生活福祉等相談事業 921109】【伊丹市人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹市人権擁護委員協議会事業の助成)921119】(人セ)

(6) 外国人

①国際化にふさわしい人権意識の育成を目指す啓発推進

▽伊丹市人権・同和教育協議会全体研修会＝平成 27(2015)年 7 月 29 日に、大阪市立大学大学院経済学研究科教授 朴一はくいちさんに「多文化共生社会の理想と現実」と題して講演していただきました。「国と国」ではなく「地域と地域」「民と民」とのつながりが国際問題の解決につながる」「日本のことを諸外国で知ってもらい、両者が妥協点を見つけていくことである」等、グロ

ーバルな問題について分かりやすくお話しいただきました。【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】（人教）

また、多文化共生のまちづくりの推進のため、伊丹市国際・平和交流協会との連携により外国語講座や異文化理解講座など各種事業を実施し、異文化及び国際理解を深めました。

▽中国語講座(2 コース)=45 回実施。延べ 479 人参加 ▽英語講座=15 回実施。延べ 128 人参加【外国語・日本語講座事業 921402】

▽異文化理解講座「ベルギーってどんな国？」「料理人から学ぶ中華料理教室」=講演と調理実習。全 2 回。延べ 82 人参加【国際・平和交流協会支援事業 921413】（国平）

▽国際姉妹・友好都市写真展=ベルギー王国・ハッセルト市と中国佛山市の自然と文化、人々の姿を紹介し、両市への愛着と理解を更に深めました。全 2 回。延べ 1,276 人参加

【姉妹都市・友好都市交流事業 921414】

②多文化共生教育の推進及び外国人児童・生徒への支援

市内小・中・特別支援学校国際理解教育担当者会において、異校種間で研修を実施しました。各学校においては、道徳、各教科、総合的な学習の時間等において、地域の人材を活用した外国人の講演会や諸外国の料理や遊びによる体験学習や調べ学習等を通して、児童生徒の多文化共生教育を推進しました。さらに、伊丹市国際友好都市の中国・佛山市との交流を積極的に行い、学生間の交流を深めました。【佛山市学生代表团受入及び中学生派遣事業 921407】

日本語指導や適応指導を必要とする外国人園児児童生徒が在籍する学校園に対して適応指導員を派遣し、個別指導及び同室複数指導を行うとともに、心のケア等の支援を行いました。指導員 14 人を、幼稚園 5 園、小学校 12 校、中学校 5 校、高等学校 1 校に派遣し、中国語 25 人、フィリピン語 7 人、韓国朝鮮語 3 人、ポルトガル語 2 人、英語 3 人、スペイン語 1 人、ネパール語 1 人、インドネシア語 3 人の計 47 人の園児児童生徒に日本語指導・適応指導を行いました。【外国人児童生徒等受入事業 921406】（学指）

③出会いと交流の場づくり

▽外国人市民との交流会「花見の会」=伊丹ユネスコ協会と伊丹市国際・平和交流協会の共催。日本語教室で学ぶ外国人市民と日本語ボランティア講師を中心に参加者 55 人。

▽国際姉妹・友好都市代表团との交流=佛山市学生代表团(10 人)および市民代表团(23 人)の受入、伊丹市市民代表团佛山市訪問(国際姉妹・友好都市提携 30 周年記念。17 人)事業における記念式典や歓迎夕食会等を通じて、市民レベルでの交流により親睦を深めました。【姉妹都市・友好都市交流事業 921414】

▽伊丹マダン=外国人市民と日本人市民との相互理解と交流を進めるため、市と実行委員会の共催により開催しました。韓国朝鮮やバリなどの音楽・舞踊の舞台発表やブラジル、バングラデッシュなど 10 か国の民族料理出店等があり、雨天ながら約 1,600 人が集う出会いと交流の場となりました。【伊丹マダン企画運営事業 921409】（国平）

④就労・住宅問題への取り組み

国際・平和課への就労に関する相談件数は29件(前年度11件)で、仕事探しや職業訓練などについてハローワークと連携した支援を行いました。また、住居相談件数は8件(前年度21件)で、市営・県営住宅の応募や家賃の支払い相談などについて通訳業務を行い、対応を図りました。【通訳業務 921411】(国平)

⑤市政への参画の推進

本市の人権施策について、人権教育指導者として2人の外国人市民が啓発を行っています。また、伊丹市人権教育・啓発推進会議において1人の外国人市民が委員となっています。【外国人生活相談支援事業 921412】(国平)

⑥相談体制等の充実、日本語学習及び多言語情報提供の推進

▽外国人市民相談＝国際・平和課が受けた相談件数は276件(前年度283件)で、相談内容別件数は次頁表のとおり

(件)

教育・日本語	医療	仕事・給料	税金・年金・保険	育児・学校	住宅	生活	家庭問題	結婚・離婚	在留資格	その他
41	44	29	46	20	8	32	1	1	17	37

国籍別では中国(186件)が最も多く、次いでフィリピン(29件)、インド(15件)などとなっています。【通訳業務 921411】 【外国人生活相談支援事業 921412】

また、出会いの広場「伊丹マダン」では、外国人市民のための生活相談コーナーを設けました。

【伊丹マダン企画運営事業 921409】

▽多言語版「伊丹市生活ガイドブック&防災マップ」(平成25(2013)年度作成)＝日本語が不自由な外国人市民向けに、保険や税などの行政サービスや避難所一覧などの防災情報を4言語(英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語)で記載した冊子(各言語64頁。リーフレット1枚付)を市民課窓口や日本語教室などで配布しています。

▽市ホームページの自動翻訳システム＝4言語(英語、中国語、韓国朝鮮語、ポルトガル語)での翻訳サービスにより、平成27(2015)年度は1,756件(前年度1,674件)のアクセスがありました。【自動翻訳システムの運営 921401】

▽外国人市民用生活情報紙＝希望者75人(中国語35人、英語18人、韓国朝鮮語10人、ポルトガル語12人)に対し生活情報紙を3回(8月、10月、3月)郵送しました。【外国人市民用生活情報紙提供事業 921410】

▽日本語学習サロン＝日常生活に必要な日本語の習得を目的として、ボランティア講師による1対1の指導を基本に日本語を学びました。年間40回実施。受講者延べ573人、ボランティア延べ584人が参加。(国平)



日本語学習サロンの様子

(7) HIV感染者・ハンセン病患者等

各校において性教育や保健指導を実施したほか保健室便りなどを通じて、子どもたちに正しい知識・情報を伝え、エイズをはじめとする感染症の予防と、患者・感染者に対する偏見や差別をなくすよう、指導しました。また、厚生労働省が作成している「ハンセン病の向こう側」のリーフレットを各学校へ送付するとともに、「HIV検査普及週間」及び「エイズ予防月間」を活用していく中で、HIVに関する正しい知識の普及・啓発を図りました。【学校保健指導助言事務222311】(保体)

(8) 高度情報化社会の進展に伴う人権問題

①学校等における情報モラルの育成

子どもを取り巻く携帯電話やインターネットに係る諸問題について実際に事例を交えながらの指導や、家庭への啓発を行いました。また、「携帯・スマホ緊急アピール」を作成し、市内全小・中・高・特別支援学校の児童生徒に配布して家庭でのルールづくり等と呼びかけるとともに、教育委員会に『子どもの携帯等に関する問題対策会議』を立ち上げ、ネットいじめを含む児童生徒の被害防止等の取り組みを進めています。(学指)

人権研修の一環として61人の職員及び夏季休業中の中・特別支援学校教員を対象にインターネット掲示板モニタリング研修を開催し、インターネット上の人権侵害事象等の実態把握と人権意識の向上を図りました。【インターネット掲示板モニタリング921101】(人教・同人・人セ)

●参加者のアンケートから

- ・インターネットを使用した現代の差別問題について深く考えさせられました。本日学んだことを身近な人に話してより実のあるものにしたと思います。
- ・実体験をさせて頂きながらの研修で、生活上便利なインターネットの裏面を学ばせて頂きました。今後認識を新たに職務上も私生活上もインターネット利用をしていきたいと思いました。
- ・インターネットによる人権侵害は、誰でも被害者になる恐れがあるということを改めて認識できました。職場においても人権意識を高めていけるように、日頃から人権について学ぶ姿勢が大事であると感じました。

②インターネット上の人権侵害事象への適切な対応

インターネット掲示板上の差別書き込み等の早期発見と拡散防止を図るため、伊丹市及び伊丹市民に関する事象を対象に、インターネット掲示板のモニタリング活動を年間12回実施しました。また、発見した差別事象には法務局等関係機関と連携しながら対応を図りました。【インターネット掲示板モニタリング921101】(同人・人セ・人教)

●平成 27(2015)年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果より

「インターネット(パソコン、スマートフォンなど)を悪用した人権侵害について、特に問題があると思うこと」を尋ねたところ、「他人へのひどい悪口(誹謗中傷)や差別的な表現などを掲載すること」の割合が60.7%と最も高く、次いで「いったん流れた情報の訂正や回収が難しいこと」の割合が31.2%、「他人のプライバシーに関する情報を掲載すること」の割合が31.1%となっています。

(9) その他の人権課題

▽社会を明るくする運動＝犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築こうとする法務省主唱の全国的な運動で、7月を強調月間とし、「啓発パレード」(参加者数349人)などの啓発活動や「小中学生の声を聞く会」(同82人)、「公開ケース研究会」(同103人)などの青少年健全育成事業を行いました。【社会を明るくする運動事業131102】(地高)

▽ゲートキーパー養成研修＝自殺予防対策の推進のため、平成27(2015)年6月26日、20～30歳代の窓口・相談業務に従事する市職員を対象に、「ゲートキーパー」の役割を担う人材の養成研修を実施しました。また、平成27(2015)年10月29日、市内小・中学校の保護者を対象に若年世代特有のメンタルヘルスや自殺の危険を示すサイン等について理解を深めるために研修を実施しました。【健康教育事業121103】(健政)

▽人権セミナー＝平成27(2015)年11月28日～平成28(2016)年2月27日に「高度経済成長期、戦後の発展と豊かさの裏で・・・～薬害・公害・食の安全・人権について考える～」(全4回)、平成27(2015)年12月3日～17日に「障がいを受け止めて広がった世界～どんなできごとでも自分の考え次第でよきことになる～」(全3回)、平成27(2015)年12月5日に講演会「外交官杉原千畝と命のビザ」、平成27(2015)年12月5日～10日にパネル展「勇気の人 杉原千畝」を開催しました。(公民)

▽性的少数者(セクシュアルマイノリティ)＝性同一性障がい者や同性愛者など性的に少数とされる人たちに対する偏見や差別の解消を目指す取り組みの一つとして、教職員向け研修資料(人権教育室作成)を公立学校園の全教職員に、また法務省監修の啓発用DVDを小・中・高・特別支援学校に配布し、各学校園において性的マイノリティへの理解を深めるため、教職員研修を実施しました。また、伊丹市人権・同和教育研究協議会の第42回研究大会全体会において、小林和香さんを講師に招き、性的マイノリティに関する基礎知識等についての講演会を実施しました。(人教)

本市が平成27(2015)年度に実施しました「伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査」では、フェイスシート(調査対象者の性別や年齢などの個人情報調査するためのもので、フェイスシートで得られたデータは、属性をもとに分析を行う際に使用します)の性別の項目に「男性」と「女性」だけでなく、「その他(または答えたくない)」という選択肢を用意しました。(同人)

●平成 27(2015)年度伊丹市人権・男女共同参画に関する市民意識調査結果より

「性的マイノリティ(少数者)の人々に関する人権のことで、あなたが特に課題だと思われること」を尋ねたところ、「性的少数者について正しい知識を得る機会がないこと」の割合が 36.1%と最も高く、次いで「本人の意思に反して「男らしく、女らしく」という考えを押しつけること」の割合が 28.3%、「相談場所がないこと」の割合が 22.4%となっています。

▽北朝鮮拉致被害者に関する問題＝北朝鮮人権侵害問題啓発週間(12月10日～16日)にポスターを配布・掲示し啓発に努めました。

▽ヘイトスピーチ＝特定の民族や国籍の人々などを排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチについて、法務省人権擁護局と連携してポスター及びチラシで、市民啓発に取り組みました。(同人)

3. 人権を守る取り組み(人権相談)

市民相談課等で人権に関する相談に応じ、必要に応じて関係機関等と連携し対応しました。

このほか、常設人権相談(神戸地方法務局伊丹支局)、人権擁護委員相談日(①第3木曜午後1時～4時、伊丹市役所市民相談課、②第2木曜午後1時～4時、人権啓発センター)を開設しました。人権擁護委員相談日の平成27(2015)年度の相談件数は5件(前年度8件)でした。

このほか、人権擁護委員等による特設人権相談やさまざまな人権問題の相談強化週間について下表の通り実施し、「広報伊丹」等で周知に努めました。【伊丹人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹人権擁護委員協議会事業の助成)921119】(同人・市相)

人権問題相談強化週間等事業一覧

事業名称	実施日・期間、場所	「広報伊丹」掲載号
全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談	平成27(2015)年6月1日、 いたみホール	5月15日号
「子どもの人権110番」強化週間電話相談	平成27(2015)年6月22日 ～28日、電話相談	6月1日号
全国一斉「高齢者・障がい者の人権あんしん相談」強化週間電話相談	平成27(2015)年9月7日 ～13日、電話相談	9月1日号
「女性の人権ホットライン」強化週間電話相談	平成27(2015)年11月16日～ 22日、電話相談	11月1日号
「人権週間」特設人権相談	平成27(2015)年12月7日、 いたみホール	11月15日号

4. あらゆる場における人権教育・啓発の推進

(1) 保育所(園)・幼稚園・学校

保育所(園)・幼稚園においては、幼児期における教育や保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要性に鑑み、遊びを中心として、生活を通じて人権尊重の精神の芽生えを育むよう実践しました。特に、動植物を育てる活動や劇遊び創作活動などを通して、命を大切に作る心や自尊感情の育成、他の人を思いやる心を育んできました。(学指・保育)

また、教育や保育に携わる教職員自らが啓発者としての自覚を持ち、保護者会や家庭訪問などあらゆる機会を通じて教育することを目的として、伊丹市人権・同和教育研究協議会就学前部会に所属し、「人権教育の基礎を培う教育内容を創造する」をテーマに5ブロック(東・西・南・北・中央)に分かれて、ブロックごとに啓発・研究活動を行いました。(人教)

学校においては、人権教育は教育活動全般を通じて行うものとの認識を持ち、人権教育推進全体計画を作成し各学校の実態にあった指導を進めました。なかでも子どもの権利条約をふまえた学級活動、特別活動を行うとともに、いじめ、児童虐待、インターネット上の掲示板やスマートフォン(SNS)使用等による人権侵害等、今日的な課題の解決に向けた取り組みを進めました。また、主体的・実践的に学習に取り組むことができるよう参加体験型学習やさまざまな人との交流、ボランティア活動などを盛り込みました。

さらに、保護者参観日に人権参観授業を積極的に取り入れる小学校もあり、保護者とともに考える場を持ちました。(学指)

(2) 家庭・地域・職域

家庭は、教育の出発点であるとの考えから、親子で参加できる人権研修の実施をはじめ、個人への啓発ビデオの貸し出しを行いました。伊丹市人権・同和教育研究協議会で実施した講演会の内容を広く周知するため、平成 27(2015)年度は、大阪市立大学大学院経済学研究科教授 朴一さんの講演を「ひかり」第 43 号に掲載し、配布しました。さらに、人権作文や人権ポスター、人権啓発標語の優秀な作品を掲載した「人権週間記念作文集」を配布し、家庭や地域においても人権について考える機会を設けました。

事業者については、人権尊重の取り組みや社会的貢献活動について考えるため、伊丹市人権・同和教育研究協議会企業部会が中心となって学習を進めました。企業部会の総会では、「管理職が身につけたい自己表現力～アサーション・トレーニングをとおして～」の演題テーマで、特定非営利活動法人 Y O U 医療保健福祉研究所理事長であり藍野大学医療保健学部教授の足利学あしかがまなぶさんによる、企業における大きな課題の一つ



伊丹市人権・同和教育研究協議会
企業部会総会講演会の様子

である、「部下とのコミュニケーションのとり方」についての講演会を開催しました。また、研究大会において、DVD「なぜ企業に人権啓発が必要なのか」の視聴をもとに感じることを出し合い、人権学習指導者養成講座〔後期〕で体得した「みつばちブンブンカフェ」の手法を用いて、各企業での研修会の取組等の意見交換により、参加者相互の認識を深めました。【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】

加えて、各種団体や事業者等が主体となって行う人権研修会へ参加体験型学習やグループワークの助言者として人権教育指導員を派遣し、さまざまな人権課題について考える機会を持ちました。【人権教育指導員派遣事業 921106】（人教）

（3）市職員等に対する研修

すべての行政職員が、人権尊重の理念を基礎として市民の視点に立って職務が遂行できるよう、さまざまな研修を実施しました。（人研）

※〔 〕内は受講者数

タイトル	実施日	内容
新規採用職員研修 〔延べ受講者数 161 人〕	【Ⅰ部研修】 平成 27(2015)年 4 月 2 日	「私たちの仕事と人権について」 〔54 人〕
	【Ⅱ部研修】 ①平成 27(2015)年 5 月 20 日・21 日 ②平成 27(2015)年 5 月 22 日	①リバティおおさかの見学(2 班に分けて実施) ②伊丹市人権教育室職員の助言・指導によるグループ討議 〔54 人〕
	【Ⅲ部研修】 平成 27(2015)年 9 月 7 日	「人権啓発センターについて」、伊丹市人権教育指導員の講演、グループワーク〔53 人〕
職場人権研修 〔受講者数 2,466 人〕	平成 27(2015)年度内に 1 回以上 (各部署任意の日程で実施)	さまざまな人権課題の中から各部署でテーマを選択して研修を実施
階層別研修 〔延べ受講者数 94 人〕	【新任主任】 平成 27(2015)年 7 月 31 日、8 月 4 日	インターネット掲示板モニタリング 〔33 人〕
	【新任主査】 平成 27(2015)年 7 月 3 日	伊丹市人権教育指導員の助言・指導によるグループ討議〔43 人〕
	【新任課長】 平成 27(2015)年 7 月 3 日	伊丹市人権教育指導員の助言・指導によるグループ討議〔18 人〕
その他人権に関する 研修 〔延べ受講者数 119 人〕	平成 27(2015)年 7 月 10 日	男女共同参画施策推進研修〔30 人〕
	平成 27(2015)年 7 月 29 日	伊丹市人権・同和教育研究協議会全体研修会〔34 人〕
	平成 27(2015)年 9 月 26 日	人権フェスティバル人権講演会 〔23 人〕
	平成 27(2015)年 10 月 30 日	差別を許さない都市宣言制定記念市民集会〔32 人〕

※その他：同和・人権推進課で実施した研修は以下のとおり

- ・男女共同参画施策推進研修(25 頁詳細)
- ・DV防止セミナー(27 頁詳細)
- ・インターネット掲示板モニタリング(40 頁詳細)

保育士の研修については、全体研修として、伊丹市人権教育指導員による「知的障がいや発達障がいのある人とともに生きる」の講話に市内公私立の児童福祉施設職員 326 人が参加して、人権保育の大切さを再確認するとともに、自らの振り返りにより人権意識の見直しに努めました。また、公立保育所（園）では、各々の職場人権研修を実施し、ジェンダーや子どもの人権などについて人権意識を高めました。（保育）

教職員の研修としては、人権啓発に関わる諸行事、人権教育研修会、中学校ブロック別人権研修会に主体的に参加することにより、自らの人権意識の高揚に努め、資質の向上を図りました。（学指）

さらに、新規採用職員等人権教育研修を 2 回実施したほか、人権教育研修会として講演会（参加者 30 人）を開催するなど、多様な研修を行いました。【人権研修事業 223303】（総教）

伊丹市人権・同和教育研究協議会の就学前教育部会や進路保障部会は、さまざまな人権課題についての講演会や学習会などを開催し、教職員の資質の向上を図りました。

- ・就学前教育部会：5 月 28 日に情緒障害児短期治療施設あゆみの丘児童指導員 コモンセンス・ペアレンティングトレーナー 佐々木英紀^{ささきひでき}さんを講師とし、「自尊感情を育むための前向きなかわり」と効果的なほめ方について」と題して講演し、「自尊感情を持つことの大切さ」を改めて実感するとともに、自分の言動を見つめ直すきっかけとなる全体研修会を行いました。学習会等、延べ 41 回、1,306 人参加。

- ・進路保障部会：12 月 2 日に伊丹市立松崎中学校にて阪神同教専門部会研修会を開催。公開授業（第 2 学年社会科（歴史的分野）「江戸時代の身分制度」）を行い、その後、意見交換を行いました。研修会等、延べ 13 回、304 人参加。【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】中学校ブロック別人権研修会は、以下のとおり実施しました。（学指）

中学校ブロック別人権研修会

ブロック	内容
東中ブロック	授業参観(仲間づくり、部落差別問題) 研修会(インターネットによる人権問題) 講演会(部落差別問題、障害者問題)
西中ブロック	授業参観(仲間づくり) 講演会(国際理解、仲間づくり)
南中ブロック	授業参観(平和教育、国際理解) 研修会(インクルーシブ教育) 講演会(自尊感情)
北中ブロック	授業参観(仲間づくり) 研修会(国際理解、インクルーシブ教育) 講演会(性的マイノリティ、国際理解)
天中ブロック	授業参観(同和問題、インクルーシブ教育) 研修会(障害者問題) 講演会(命の尊さ、部落差別問題)
松中ブロック	授業参観(国際理解教育、インターネットによる人権、部落問題) 研修会(いじめ対策) 講演会(国際理解教育、インターネットによる人権問題、部落問題)

荒中ブロック	授業参観(男女共生、仲間づくり、国際理解教育) 研修会(性的マイノリティ、ユニバーサルデザイン) 講演会(国際理解教育)
筐中ブロック	授業参観(仲間づくり、インターネットによる人権問題) 研修会(性的マイノリティ) 講演会(命の大切さ)

5. 総合的・効果的な推進等

(1) 全庁的な推進体制

「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づく年次報告書「伊丹市人権教育・啓発白書」を作成し、市長を本部長とする伊丹市人権教育・啓発推進本部において報告し、関係課へも配布するなど、本市における人権教育・啓発の総合的かつ計画的な推進を図りました。

また、本部会議に先立っての幹事会の開催等、関係課の連携・協力を努めながら人権教育・啓発の着実かつ効果的な推進を図りました。【「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」の推進 921104】(同人・人教)

(2) 関係機関等との連携・協力、市民の参画と協働

▽伊丹市人権・同和教育研究協議会＝専門部会を8部会組織し、各部会で人権課題について研修を深めてきました。全体では、第62回兵庫県人権・同和教育研究大会阪神地区大会(西宮市)や市民集会への参画、研究大会(全体講演会「知っておきたいLGBT ～一人一人ができること～」(講師は特定非営利活動法人 虹色ダイバーシティ 関西学院大学非常勤講師 小林和香こばやしわかさん)と11分科会)への参加等、延べ1,071人が研修を行いました。【伊丹市人権・同和教育研究協議会 921102】

▽伊丹市人権啓発推進委員＝地域においては、各小学校区の伊丹市人権啓発推進委員34人が中心となり、地域の実情にあわせて、無縁社会や一人親家庭などを題材にしたDVDなど市の視聴覚教材を活用したミニシアターや、学校やPTAと連携した人権研修会を開催したり、人権啓発パネル展をしたりするなど、人権意識を高める活動を行いました。平成27(2015)年度には延べ23回開催し、延べ1,026人の参加がありました。



人権啓発推進委員管外研修の様子

また、堺市にある舳松人権歴史館及びさかい利晶の杜への管外研修を行い、自らの識見を高めました。【人権啓発推進委員会 921105】(人教)

▽伊丹市人権教育・啓発推進会議＝各種人権関係団体や公募市民からなる同会議を3回開催し、「基本方針」の実施状況、人権啓発センターの運営等について意見を聴取し、さまざまな人権課題に対して、事業・施策の効果的な推進を図りました。【伊丹市人権教育・啓発推進会議 921123】

また、神戸地方法務局伊丹支局及び本市11人(平成27(2015)年9月までは9人)の人権擁護委員と協力して、人権相談窓口の開設、人権擁護委員の日や人権週間における街頭啓発などを行いました。【伊丹人権擁護委員協議会負担金事務(伊丹人権擁護委員協議会事業の助成)921119】(同人)

(3) 人権啓発センターの取り組み

▽人権文化市民講座＝平成27(2015)年度は、人権映画&講演会「人の望みの喜びよ」など、さまざまな人権課題をテーマとした啓発事業を実施しました。【人権文化市民講座・啓発事業 921112】

▽児童館事業＝地域子育て支援拠点事業「ひだまりひろば」として未就学の子どもとその保護者のための子育て支援事業を実施し、交流の場を提供するとともに、豊かな感性を育むためにエプロンシアターやパネルシアター、「おはなしかい」「おもちゃづくり」など、日々のお楽しみイベントに工夫を凝らしました。さらに、「リトミック」「育児相談」「うきうきクラブ」を開催しながら人権を大切にする親子関係の育成を図り、延べ21,843人の親子が交流を深めました。

また、こどもの居場所づくり事業では、小学生を対象とした「ニコニコ広場」、中学高校生を対象とした「ワイワイ広場」として、友達との交流・あそびの場を提供しました。

さらに、ゆったりとした気持ちの中で相手を思いやる心を育てる事を意識しながら、「むかしのあそび」「グラウンドゴルフ」「カプラであそぼう」「人権かるた大会」などミニイベントを実施したり、長期休みには「夏休みこども教室」などさまざまな体験活動を実施し、延べ24,020人の児童が参加しました。これらの事業を通じ一人ひとりの人権の大切さを学びました。【子育て支援事業(人権啓発センター)212201】【こどもの居場所づくり事業(人権啓発センター)211414】

人権啓発ビデオなど視聴覚教材や人権啓発図書資料など、人権に関する情報の収集・貸し出し、事業紹介等ホームページの充実や『ふらっと』通信の発行など多くのチャンネルを使った積極的な情報発信を行いました。【人権情報の収集・提供事業 921110】

また、さまざまな人権課題とあらゆる差別解消に向けた取り組みを積極的に展開している特定非営利活動法人 伊丹人権啓発協会にセンター事業の一部を委託し、手作り給食会、人権生活相談、太鼓など各種伝統文化講座、手芸などの創作活動、人権ネットワークの構築などの事業を実施し、市民力、地域力を活用した啓発活動を行いました。【人権文化啓発等委託事業 921111】(人セ)

(4) 内容・方法の充実

▽人権学習指導者養成講座＝人権問題(女性、子ども、高齢者、同和問題、外国人市民など)

に対する関心を持ち、参加学習型のファシリテーター(進行役)としての必要な知識・スキル(技能)、態度などの習得を図りました。また、指導者としての資質を高めることにより、市民啓発、学校園、職場などの研修の充実と質的な深化を図ることを目的として、前期では13人、後期では17人の参加の下、人権学習指導者養成講座を開催しました。【人権学習指導者養成講座事業 921103】



人権学習指導者養成講座の様子

▽人権作文・ポスターの募集=多くの市民が人権課題への興味・関心を高めることを目的として、人権作文・標語・ポスターの募集を行い、市民の積極的な参加を図りました。作文5,795編、標語3,458点、ポスター1,154点の応募があり、入選作品については「人権週間記念作文集」に収録し、幼児・児童・生徒を通じて家庭へ配布するなど、学習・研修資料として積極的な活用を図りました。【人権啓発標語募集事務 921121】【人権作文・ポスター募集事務 921122】

人権ポスター・人権啓発標語入賞作品展を平成27(2015)年11月26日～12月10日まで市役所1階ロビー、平成27(2015)年12月15日～24日まではことば蔵ギャラリーにて開催し、人権について考えた作品展示を通じて市民への啓発の機会としました。【人権作文・ポスター募集事務 921122】【人権啓発標語募集事務 921121】 (人教)

▽「広報伊丹」への掲載=①平成27(2015)年8月1号に平和特集記事を掲載。市民の戦争体験として朝鮮からの引き揚げをテーマとした記事を掲載し、平和と生命の尊さを訴えました。(国平)

②平成27(2015)年10月から12月の各1日号には、伊丹市人権教育指導員の金慶子さんによるコラム「シリーズ人権尊重のまちづくり」を3回にわたって連載し、外国人市民の置かれている現状や多文化共生について考える機会としました。

▽教育広報紙「教育いたみ」他=「人権教育シリーズ」において伊丹市立伊丹幼稚園長の山口^{やまぐち}功子^{なるこ}さん(伊丹市人権教育指導員)が自分なりの思いを形成する幼児期の大切さについて掲載しました。伊丹市人権・同和教育研究協議会と教育委員会は、人権・同和教育だより「ひかり」第43号を計28,000部発行し、学校園に配布するなど幅広く啓発に努めました。(人教)

▽ラジオ・テレビ=コミュニティ放送「エフエムいたみ」では、「未来を託す人づくり」のコーナーで第35回全国中学生人権作文コンテスト兵庫県大会伊丹地区大会・最優秀賞受賞者による作品の朗読・受賞者へのインタビューを配信しました。ケーブルテレビの市広報番組「伊丹だより」では、ゲストコーナーで「一人ひとりが輝ける社会をめざして」、市政情報で「広げよう国際交流の輪」と題した番組を制作・放映しました。イベントダイジェストで「大阪市立大大学院の朴さんが語る『多文化共生社会』」、「伊丹市いじめ防止フォーラム」を放映し、その後YouTubeで配信した他、伊丹マダンなどの開催をお知らせし、広く啓発しました。

また、7・8月を「平和を考える夏」、11・12月を「人権ネットワーク」として啓発パンフレットを作成、児童・生徒に配布するほか公共施設等にも配置し、関係部局と連携して平和・人権啓発事業を実施しました。市ホームページ上では、講座やイベント情報、視聴覚教材の一覧、人権ポ

スター入賞作品を掲載するなど情報発信に努めました。(同人・国平・人教・広報)

資料

人権教育・啓発推進に関する数値の推移(伊丹市行政評価から)

指 標	平成 25 (2013) 年度	平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度
伊丹市人権・同和教育研究協議会関係研修会等への参加者数(人)	2,960	3,117	3,521
人権教育研修会参加者数(人)	4,192	4,213	3,973
視聴覚教材貸し出し件数(件)	249	248	180
人権文化啓発等委託事業参加者数(人)	1,512	1,285	1,354
人権文化市民講座・啓発事業参加者数(人)	1,740	3,088	3,468
人権センター・児童館来館者数(人)	33,101	63,666	53,976
ぎょうぎ温泉入浴者数(人)	28,800	29,318	28,783
ふれあいセンター利用者数(人)	8,195	9,265	9,584
地域に学ぶ体験学習支援事業(ジョイントクラブ)参加者数(人)	1,157	1,671	1,746
「差別を許さない都市宣言制定記念市民集会」参加者数(人)	340	321	319
人権啓発標語応募件数(件)	2,736	3,178	3,458
人権作文・ポスター応募件数(件)	6,929	6,305	6,949
戦争と平和展来場者数(人)	1,519	706	1,007
平和啓発事業リーフレット配布枚数・参加者数(人)	14,279	11,497	13,842
男女共同参画推進市民フォーラム参加者数(人)	166	53	91
伊丹マダン参加者数(人)	1,500	1,500	1,600
国際・平和交流協会支援事業参加者数(人)	393	118	176

伊丹市人権教育・啓発白書 平成 27(2015)年度事業内容

平成 28(2016)年 10 月 発行

〒664-8503 兵庫県伊丹市千僧 1 丁目 1 番地

伊丹市 市民自治部 共生推進室 同和・人権推進課

TEL:072-784-8077 FAX:072-780-3519

伊丹市 教育委員会事務局 人権教育室

TEL:072-784-8113 FAX:072-780-3519